二本松市男女共同参画基本計画

（改訂版）案

平成　　年　月

二　本　松　市

目　次

はじめに

第１章　計画の策定にあたって
１　計画策定の趣旨･･
２　計画の背景･･
（１）世界の取り組み･･
（２）日本の取り組み･･
（３）福島県の取り組み･･
（４）二本松市の取り組み･･････････････････････････････････････
３　計画の位置付け･･
４　計画の期間･･

第２章　二本松市の概況
１　二本松市の概況･･
（１）二本松市の人口･･
（２）年齢３区分別人口の推移･･････････････････････････････････
（３）人口・世帯数の推移･･････････････････････････････････････
（４）合計特殊出生率の推移････････････････････････････････････
（５）就業率･･
２　男女共同参画に関する市民アンケートの概要･･････････････････
（１）調査実施の概要･･
（２）回答者の属性･･

第３章　計画の基本的な考え方
１　基本理念･･
２　計画推進の視点･･
３　計画の基本目標･･
４　男女共同参画基本計画の体系････････････････････････････････

第４章　計画の内容
【基本目標Ⅰ】人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進･･････････
１　男女共同参画意識の普及・啓発･･････････････････････････････
（１）男女共同参画に関する広報・啓発の推進････････････････････
（２）学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進････････
（３）メディアにおける人権尊重の推進･･････････････････････････

２　男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（３）家庭・地域における学習機会の充実・・・
３　多文化共生社会における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）国際化に対応した暮らしやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【基本目標Ⅱ】仕事と生活の調和を図るための環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）育児・介護にかかる社会的支援の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（３）職場における男女平等の実現・・
（４）男性の家庭生活への参画支援・・

【基本目標Ⅲ】女性人材の育成と意思決定過程への参画促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
１　女性人材の育成と経済的な地位の向上・・
（１）あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）女性の労働に対する適正な評価と支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（３）女性の経済的自立の促進・・
２　意思決定過程における女性の参画の促進・・
（１）公的分野における女性の参画の促進・・・
（２）企業、団体、地域等における女性の参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【基本目標Ⅳ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
１　男女間におけるあらゆる暴力の根絶・・
（１）男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　生涯を通じた男女の健康支援・・・
（１）性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進・・・・・・・
（２）生涯を通じた男女の健康保持・増進・・・

第５章　計画の推進
１　推進体制・・
（１）庁内推進体制・・・
（２）市民参加による推進体制・・・
（３）関係機関・団体との連携・・
（４）福島県男女共生センターとの連携・・・
（５）独立行政法人国際協力機構　二本松青年海外協力隊訓練所等との連携・・・・・・・・・・・・

２　進行管理・・・
（１）進行管理・・

第６章　資料

第１章　計画の策定にあたって

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされています。

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら、着実に進められてきました。男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向け、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、法制度の整備も進んでいます。

しかしながら、社会慣行や人々の意識の中には、いまだに性に基づく男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、真の男女平等の実現を阻害する要因となっています。

性別役割分担意識を強調する考え方や女性への人権侵害は、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げるものとなることから、人権の尊重を基本とした男女の対等な関係を目指し、性別役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

さらに、長期にわたる経済活動の低迷と雇用環境の悪化、少子高齢化と家族形態の変化等、我が国の社会経済環境は急激に変化しており、この変動を乗り切りためにも、男女が性別にかかわりなく自己の能力を自らの意志に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現が求められています。

この計画は、女性も男性も性別による固定的役割分担や偏見にとらわれず、社会的圧力によって望まない生き方を強いられることなく、自分らしい生き方を自分の意志で選ぶことができる社会を、市民の皆さんと一緒に実現していくことを目的としています。

すなわち、女性と男性が平等な権利を持ち、真にそれを享受することがすべての人にとって住み良い社会の実現にあたって不可欠であることを再認識し、また、既にある人権関連の法をみんなが理解し、守ることが必要です。更には、女性が男性と共に自己実現のために能力を伸ばし、意思決定の場に対等に参画し、その能力を生かせる機会を増やすことが男女共同参画社会を発展させていくためには必要です。

しかし、この計画も市民の皆さんの積極的な協力がなくては実現できません。この新しい社会の形成過程へのご理解と積極的な参加をお願いします。

2　計画の背景

（1）世界の取り組み

昭和 21（1946）年	国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取組みが始まる。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられている。
昭和 50（1975）年	国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択した。 また、国際婦人年に続く 10 年間（1976 年～1985 年）を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組んだ。
昭和 55（1980）年	「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式を行った。 この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、昭和 60（1985）年に批准した。
昭和 60（1985）年	「国際婦人の十年世界会議」において「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」を採択した。
平成 7（1995）年	「第 4 回世界女性会議」（北京会議）が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、平成 12（2000）年までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択した。
平成 12（2000）年	ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17（2005）年までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択した。
平成 17（2005）年	第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択した。

（２）日本の取り組み

昭和 50（1975）年	女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置した。
昭和 52（1977）年	世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定した。
昭和 55（1980）年	「女子差別撤廃条約」に署名し、法制度等諸条件の整備を進めた。 整備された主な法制度 ○1976 年　民法の一部改正（離婚時の氏使用可能） ○1980 年　民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ） ○1984 年　国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ） ○1985 年　男女雇用機会均等法制定
昭和 60（1985）年	「女子差別撤廃条約」に批准した。
昭和 62（1987）年	二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定した。
平成３（1991）年	「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて新国内行動計画の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めた。
平成８（1996）年	国の新しい行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定した。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の第４回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が 2000 年までに取組むべきものとされた課題に対応するものであった。
平成 11（1999）年	男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記された。
平成 12（2000）年	男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定した。
平成 13（2001）年	内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化した。 また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略。）が制定された。
平成 16（2004）年	保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、平成 19（2007）年までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われた。
平成 15（2003）年	男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32（2020）年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定を行った。
平成 17（2005）年	男女共同参画基本計画（第２次）を閣議決定した。

平成 19（2007）年	国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。 また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目指して改正された。
平成 20（2008）年	男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組みを定める「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組みを推進することとした。 整備された主な法制度 ○1989 年　学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等） ○1991 年　育児休業法の成立 ○1995 年　育児休業法の改正（育児・介護休業法） ○1997 年　男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ） ○1999 年　男女共同参画社会基本法の成立 ○2001 年　配偶者暴力防止法の成立 ○2003 年　次世代育成支援対策推進法の成立 ○2004 年　配偶者暴力防止法の改正（被害者の子への接近禁止命令等の追加等） ○2006 年　男女雇用機会均等法の改正（性別による差別の禁止等） ○2007 年　配偶者暴力防止法の改正（電話等を禁止する保護命令の追加等） パートタイム労働法の改正 ○2008 年　次世代育成支援対策推進法の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）
平成 21（2009）年	配偶者等からの暴力に悩んでいるが、どこに相談したらよいかわからないという方を、支援に関する情報等を入手できるよう相談機関につなぐための電話番号案内サービス、「ＤＶ相談ナビ」を開始した。 平成 21 年度　男女共同参画社会づくりに向けての全国会議を開催した。
平成 22（2010）年	男女共同参画基本計画（第３次）を閣議決定した。

（３）福島県の取り組み

昭和 53（1978）年	青少年課を改組して青少年婦人課とした。
昭和 58（1983）年	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定した。
昭和 63（1988）年	「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行った。
平成３（1991）年	青少年婦人課内に婦人行政係を設置した。
平成６（1994）年	新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定した。また、同年、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置した。
平成 13（2001）年	１月に本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設した。
平成 13（2001）年	「第４回世界女性会議」の開催や「男女共同参画 2000 年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきた。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的とし、３月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定した。
平成 14（2002）年	県内の各界各層の主体的取組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置した。 また、同年には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下「男女共同参画推進条例」と略。」）を制定した。 さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置した。
平成 17（2005）年	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、平成 14（2002）年に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方等をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとした。 また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置した。

平成 21（2009）年	平成 17（2005）年に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために新しい施策展開が必要であるとして、平成 22 年度の終期を待たずに 1 年前倒ししてプランを改定した。

（４）二本松市の取り組み

昭和 63（1988）年	第三次振興計画を策定し、その中の「婦人の地位向上」の項目において、「自治会等地域自治組織への参加、審議会や議会等重要な政策決定への婦人の参画はごく一部に限られています。また、長い歴史を通して継承されてきた生活習慣や慣習のなかには依然として男女差別意識が現存し、婦人を取り巻く環境は改善されたとはいえない状況にあります。」という認識を示した。 このような認識に立ち、「婦人が自立し、あらゆる分野の参加が可能となるような社会参加の条件整備」と「母性の保護、各種の福祉サービスを通して婦人の福祉の増進」を目標にした。 また、同時に意識の啓発、婦人リーダーの養成、学習機会の充実、母性の保護等を施策に掲げた。
平成 7（1995）年	第四次振興計画を策定し、その中の「男女共同社会の実現」の項目において、「依然として、伝統的・固定的な男女の役割意識は強く、能力や個性にあふれた女性の社会進出を阻んでいます。」という認識を示した。
平成 8（1996）年	女性に関する施策の総合的な推進を図る目的で「二本松市女性施策推進庁内連絡会議」を設置した。
平成 10（1998）年	女性に関する施策の推進に市民の意見を反映させる目的で、学識経験者や関係機関・団体の代表者で構成する「二本松市女性施策推進協議会」を設置した。 同年、「二本松市女性施策推進協議会」の答申を基に、男女共同参画基本計画「にほんまつ男女共同参画プラン」を策定した。
平成 11（1999）年	市内小・中学校における男女混合名簿の完全実施や市役所において初の女性管理職の登用があった。
平成 12（2000）年	市長提案を受け、市議会において「男女共同参画都市宣言文」が議決された。
平成 13（2001）年	内閣府の共催事業として「男女共同参画都市宣言式典」を福島県男女共生センターにおいて開催した。
平成 15（2003）年	「二本松市男女共同参画推進条例」を公布・施行し、「二本松市男女共同参画審議会」を設置した。

平成 17（2005）年	12 月１日、１市３町の合併に伴い、新市「二本松市男女共同参画推進条例」を公布・施行した。
平成 18（2006）年	「二本松市男女共同参画審議会」と「男女共同参画社会推進庁内連絡会議」を設置した。
平成 19（2007）年	３月、「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき「二本松市男女共同参画基本計画」を策定した。
平成 22（2010）年	６月、20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施した。

３　計画の位置付け

この計画は、二本松市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえて策定したものであるとともに、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にあたります。

また、「男女共同参画の推進」は、合併後の二本松市最初の総合計画である「二本松市長期総合計画」の中でも取組み事項の１つとして挙げられており、「二本松市長期総合計画」及び「次世代育成支援地域行動計画後期計画」、「第５次高齢者福祉計画・第４期介護保険事業計画」等の二本松市の他の部門計画との整合性を図ります。

４　計画の期間

この計画の計画期間は、平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までの５年間としますが、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

第２章　二本松市の概況

第２章　二本松市の概況

１　二本松市の概況

（１）二本松市の人口

二本松市の人口は、平成 23 年 3 月 31 日現在で 60,587 人となっており、50～64 歳の年齢層で多くなっています。性別で比較すると、65 歳以上の高齢層では女性の方が多くなっており、女性の高齢化が進んでいることが分かります。

人口ピラミッド（平成 23 年 3 月 31 日現在）

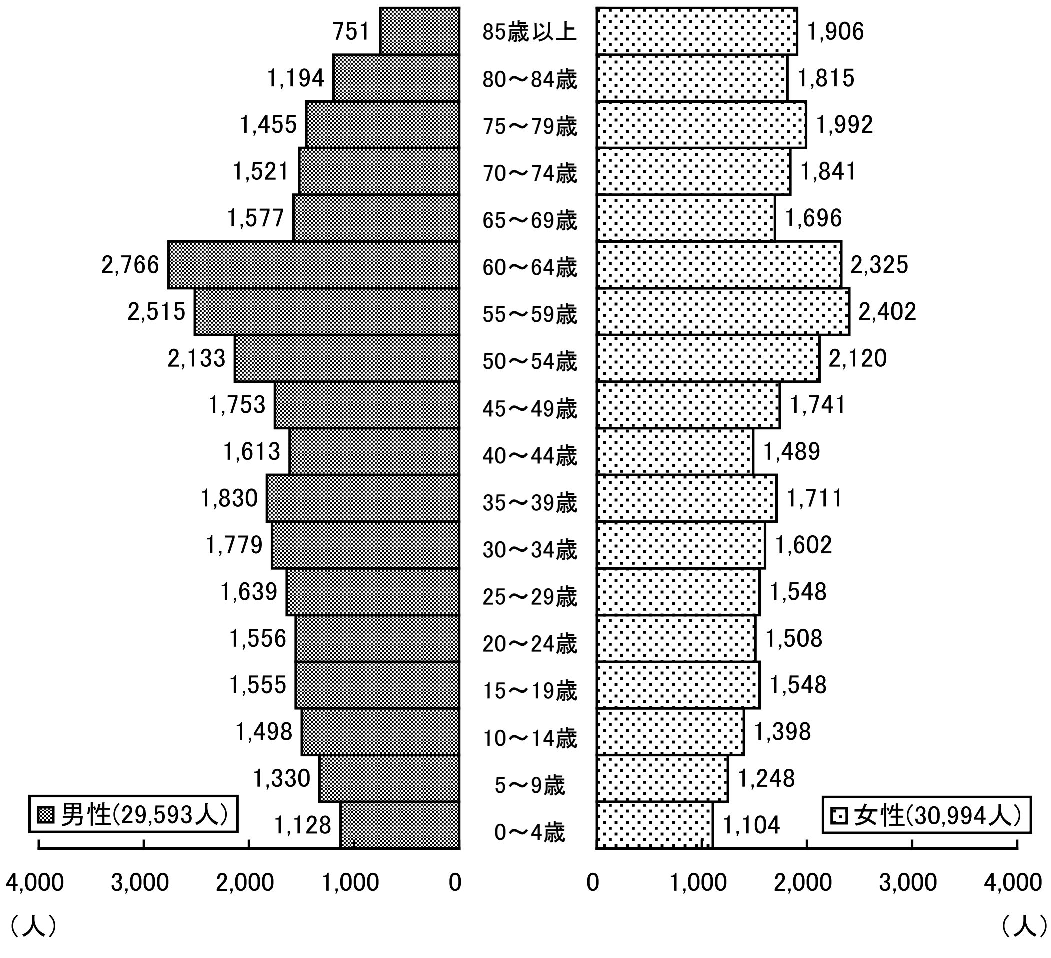

資料：住民基本台帳

（２）年齢３区分別人口の推移

人口の推移を、０～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口、65 歳以上の老年人口の３区分でみると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は平成 21 年には 26.3％と増加傾向にあり、少子高齢化は緩やかですが、確実に進行しています。

年齢３区分別人口の推移

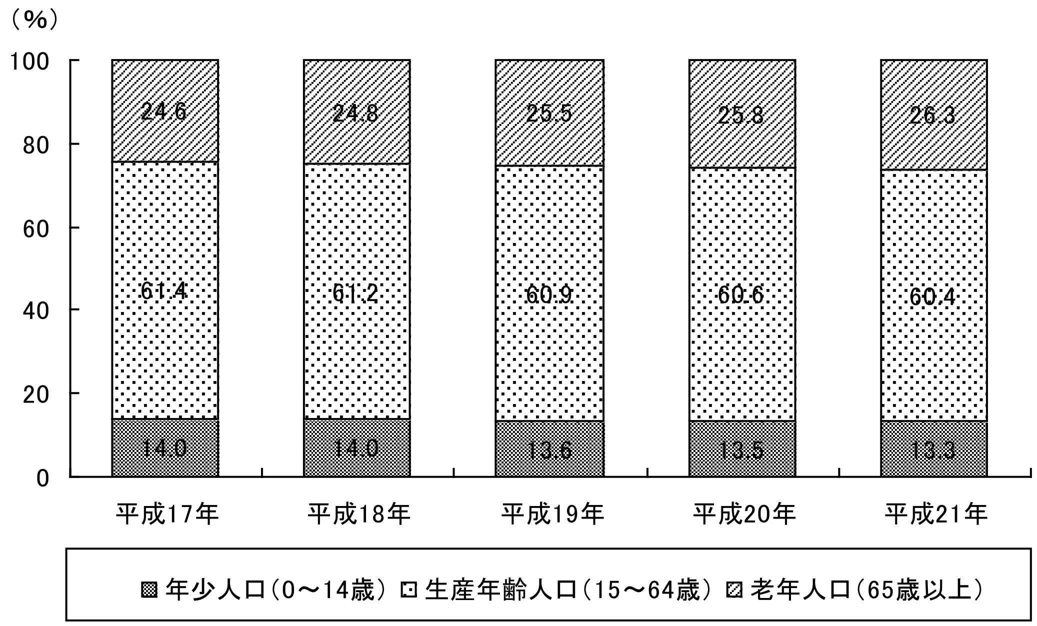

（人）

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
年少人口（０～14 歳）	8,833	8,736	8,401	8,256	8,024
生産年齢人口（15～64 歳）	38,688	38,303	37,647	37,066	36,500
老年人口（65 歳以上）	15,480	15,552	15,764	15,794	15,892

資料：福島県現住人口調査年報（平成 17 年のみ平成 18 年１月１日現在、他は各年 10 月１日現在）

（３）人口・世帯数の推移

人口と世帯数の推移を見ると、人口は減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行している状況が見られます。

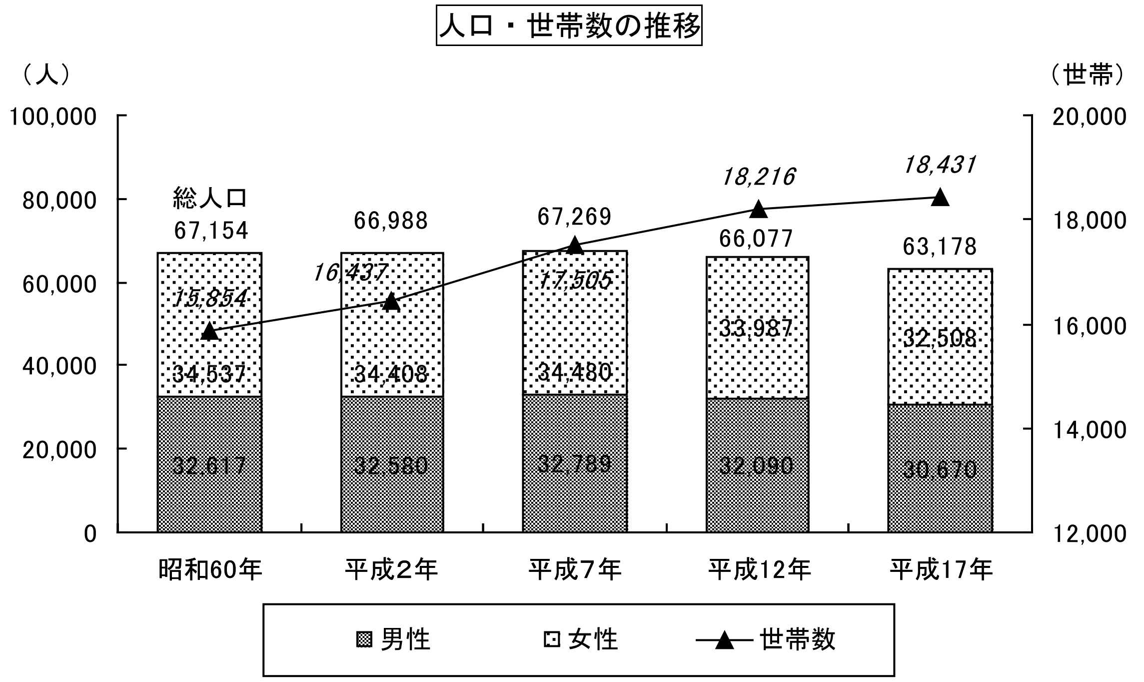

資料：国勢調査

（４）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、おおむね県の値をやや上回る形で推移し、平成 19 年では 1.51 と県の 1.52 を下回っています。国、県と同様に低下傾向が見られます。

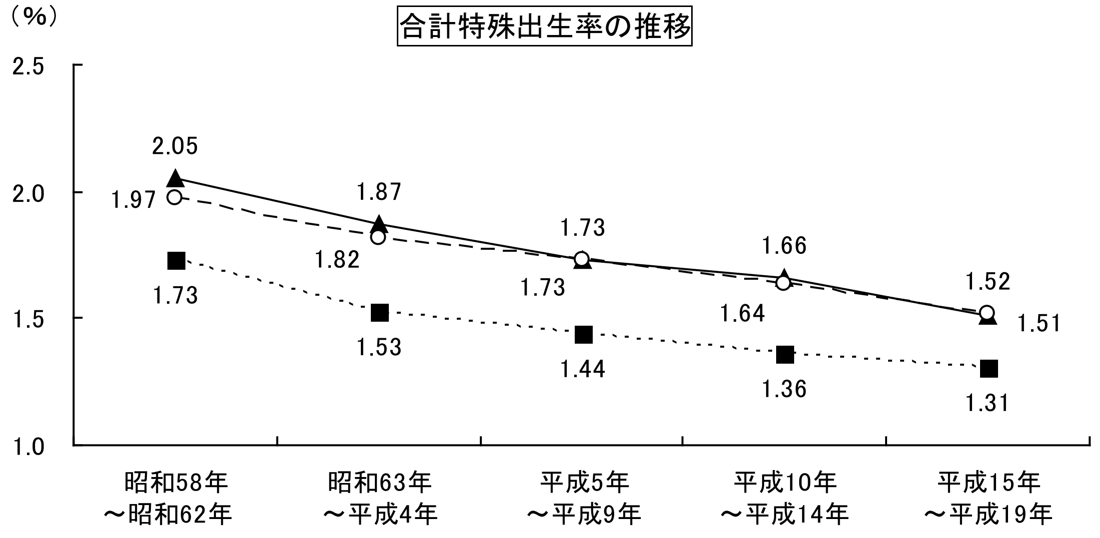

資料：人口動態統計特殊報告

（5）就業率

性別に５歳階級ごとの就業率を見ると、いずれの年齢層でも女性が男性の就業率を下回っています。男性の就業率の折れ線は 15～29 歳にかけて上昇し、55～65 歳以上にかけて減少する台形型となっています。それに対し、女性では 15～24 歳にかけて上昇し、39 歳までほぼ横ばい、45～49 歳でピークとなり、以降は減少に転じる概ねM字型の曲線を示しています。

性年齢（５歳階級別）就業率（平成 17 年）

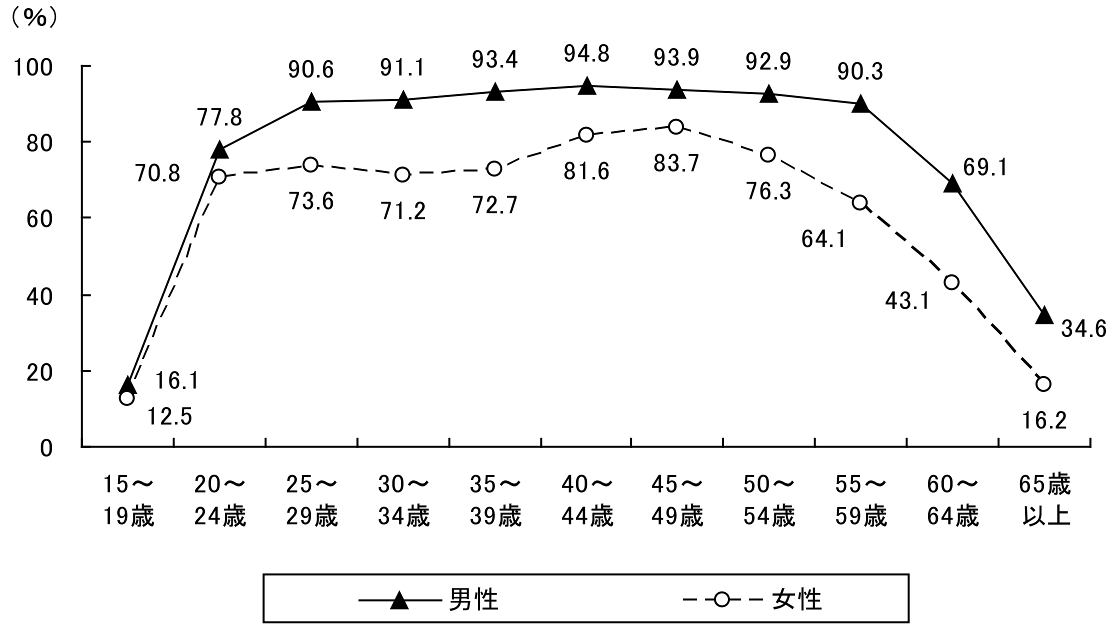

資料：国勢調査

２　男女共同参画に関する市民アンケートの概要

平成 22 年 6 月に、二本松市における男女共同参画の現状と市民の男女共同参画に関する意識を把握し、今後の男女共同参画行政施策の参考資料とするため、市内在住の 20 歳以上の方 1,000 人を対象に「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施しました。

（１）調査実施の概要

調 査 対 象	市内に在住する 20 歳以上の方 1,000 人
抽 出 方 法	住民基本台帳より無作為抽出
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
有 効 回 収 数	367 件（有効回収率　36.7%）
調 査 時 期	平成 22 年 6 月

（２）回答者の属性

①　居住地域

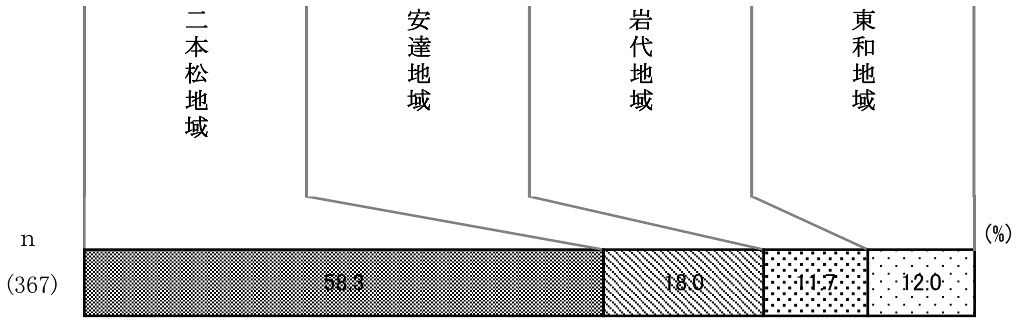

②　性別

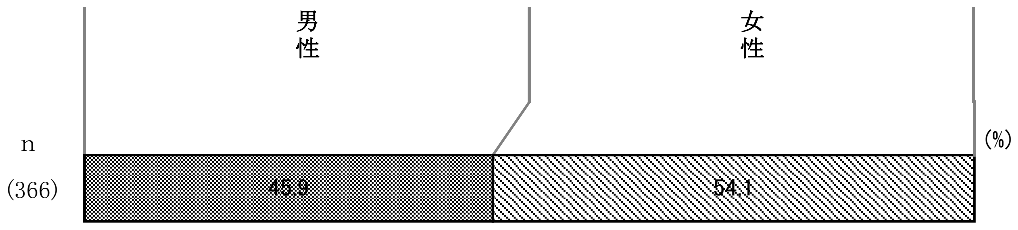

③　年齢

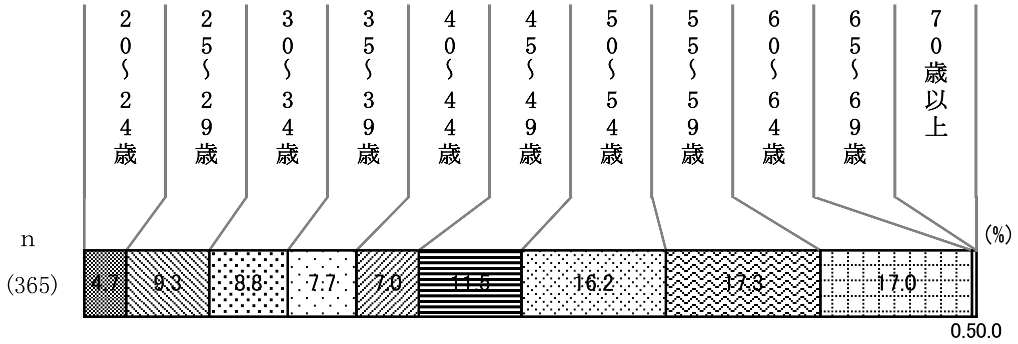

④　職業

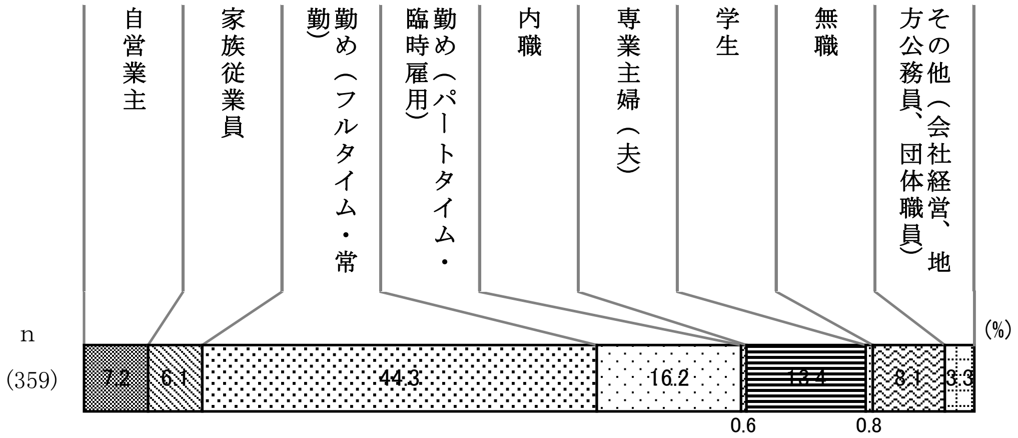

⑤　婚姻の状況

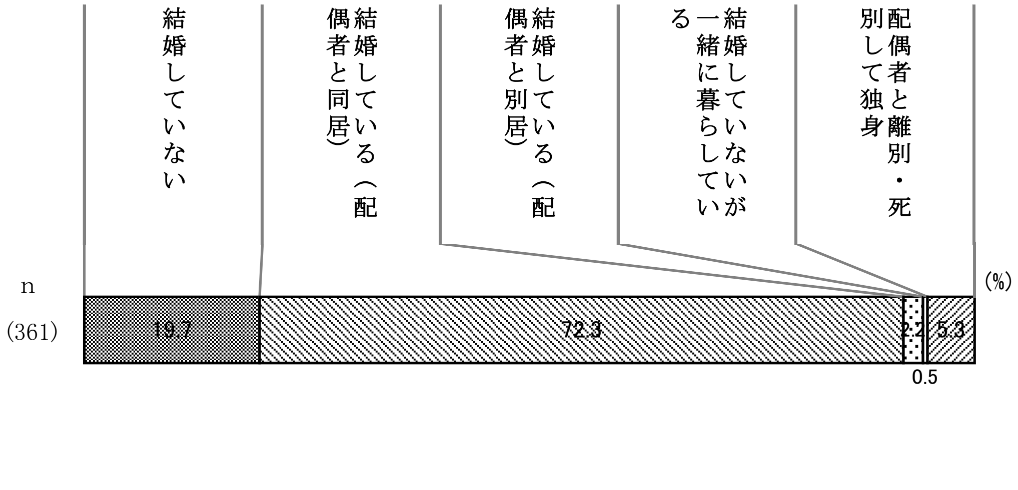

⑥　パートナーの職業

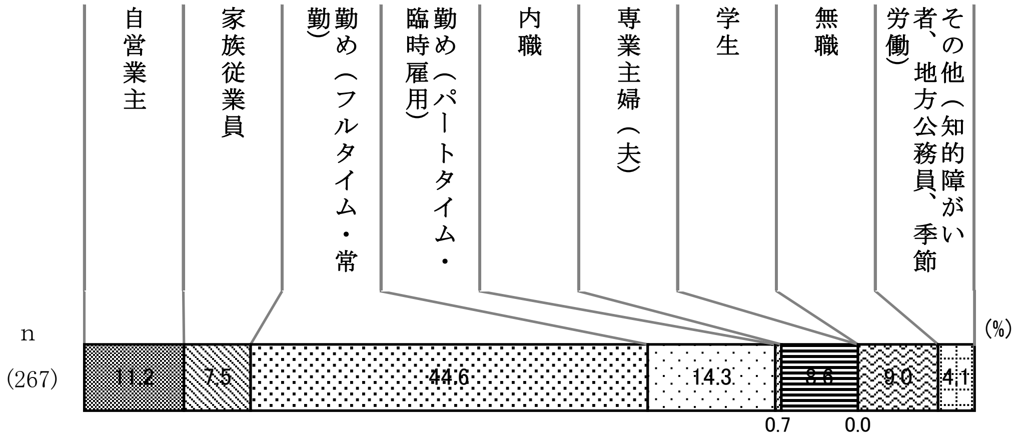

⑦　家族構成

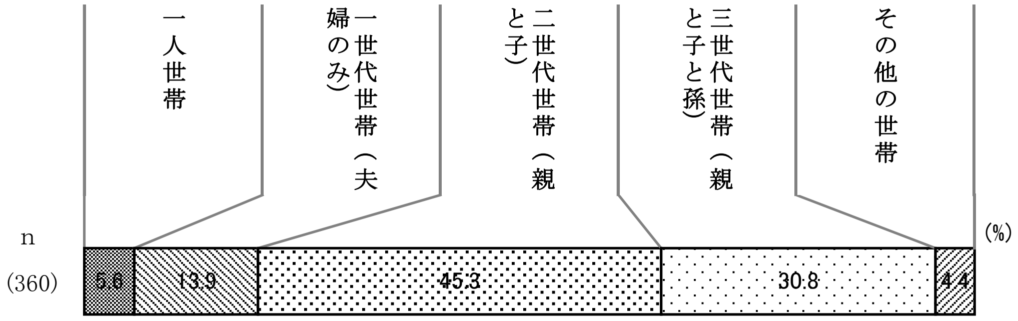

⑧　未就学児・高齢者の有無

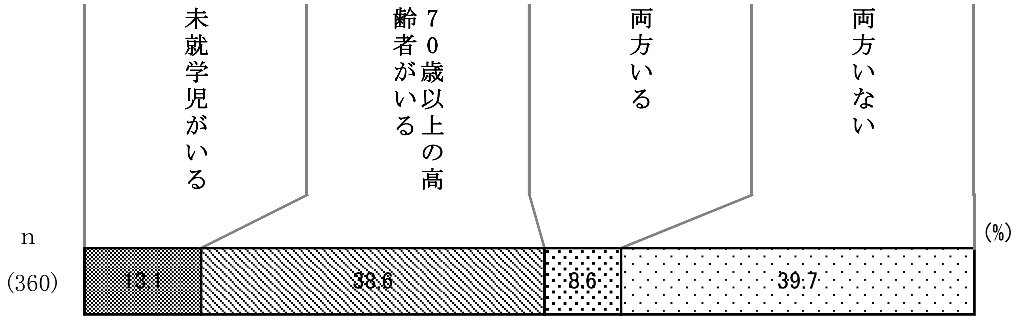

第３章　計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわりなく、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

① すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会

② 個人が、性別にとらわれることなく、その個性に応じて、主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会

③ 男女が、社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会

④ 誰もが、性別にとらわれることなく、家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会

⑤ 国籍に関わらず、一人ひとりが多様な価値観・文化を受容し、世界の人びとと連携して共生できる社会

２　計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について次の３つの視点で計画を推進します。

①　人権の尊重と男女平等の実現
②　社会的性別（ジェンダー）に敏感な視点の浸透
③　女性のエンパワーメントの推進

３　計画の基本目標

基本理念を具体的な施策として実施していくため、次の４つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています。

【基本目標Ⅰ】人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、職場、家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを対等な人格として認め、支え合い、尊重し合うことが不可欠です。

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、県・市町村といった行政や多様な団体による広報・啓発を推進し、全市的な取組みを目指します。

家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

【基本目標Ⅱ】仕事と生活の調和を図るための環境の整備

男女がともに社会で活躍するため、誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、各人の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。

また、これまでの男性に多く見られた職場優先の働き方の見直しを推進し、子育てや介護などの家庭での責任を男性も積極的に担うように啓発に努めます。そのためには、企業や職場の協力を得て家庭と仕事の両立を支援し、男女が安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

【基本目標Ⅲ】女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

仕事の場や社会通念の中など、男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。男女がともに多様な場面で能力を発揮していくため、すべての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍することができる社会を形成することが必要です。

意思決定の場などにおいては男性の活躍する場面が多くなっていますが、女性も様々な分野に参画し、自らの能力を高め活躍の場を広げるためのチャレンジ支援を推進します。

【基本目標Ⅳ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。市民一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力の発生を防ぐとともに、特に被害に悩む女性に対する支援体制の整備を進めます。

また、男女が互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識を持つとともに、健康状態に応じて的確に自己管理ができるよう啓発を行い、生涯を通じて健康に暮らせるよう健康づくりを支援する環境づくりを進めます。

4　男女共同参画基本計画の体系

基本理念

すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわりなく、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

- **基本目標Ⅰ　人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進**
  - 基本方針１　男女共同参画意識の普及・啓発
    - 基本方策(1)男女共同参画に関する広報・啓発の推進
    - 基本方策(2)学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進
    - 基本方策(3)メディアにおける人権尊重の推進
  - 基本方針２　男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大
    - 基本方策(1)男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進
    - 基本方策(2)家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大
    - 基本方策(3)家庭・地域における学習機会の充実
  - 基本方針３　多文化共生社会における男女共同参画の推進
    - 基本方策(1)国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進
    - 基本方策(2)国際化に対応した暮らしやすい環境づくり
- **基本目標Ⅱ　仕事と生活の調和を図るための環境の整備**
  - 基本方策(1)多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備
  - 基本方策(2)育児・介護にかかる社会的支援の拡大
  - 基本方策(3)職場における男女平等の実現
  - 基本方策(4)男性の家庭生活への参画支援
- **基本目標Ⅲ　女性人材の育成と意思決定過程への参画促進**
  - 基本方針１　女性人材の育成と経済的な地位の向上
    - 基本方策(1)あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成
    - 基本方策(2)女性の労働に対する適正な評価と支援
    - 基本方策(3)女性の経済的自立の促進
  - 基本方針２　意思決定過程における女性の参画の促進
    - 基本方策(1)公的分野における女性の参画の促進
    - 基本方策(2)企業、団体、地域等における女性の参画の促進
- **基本目標Ⅳ　男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援**
  - 基本方針１　男女間におけるあらゆる暴力の根絶
    - 基本方策(1)男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進
    - 基本方策(2)男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策
  - 基本方針２　生涯を通じた男女の健康支援
    - 基本方策(1)性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進
    - 基本方策(2)生涯を通じた男女の健康保持・増進

第４章　計画の内容

第４章　計画の内容

【基本目標Ⅰ】人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、職場、家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを対等な人格として認め、支え合い、尊重し合うことが不可欠です。

男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男女とも仕事を持ち、家庭でも責任を分担するのがよい」と考える人が 65.1％となっています。その一方で、回答者の多くが共働きであるものの、家事労働の大部分を女性が担っていることから、女性の負担は依然として大きいままであることがうかがえます。

「（どちらかといえば）男の子は男の子らしく、女の子は女らしく」と育てられた人が 65.6％、「（どちらかといえば）性別にとらわれずに」育てられた人が 34.4％となっていますが、自身の子どもの育て方については「（どちらかといえば）性別にとらわれずに」が 43.5％となっており、固定的性別役割分担意識への変化が見られます。

男女の地位の平等感については、男女平等であると感じている人が学校教育の場では 81.0％、法律や制度の上では 51.1％となっていますが、それ以外の家庭生活、職場、地域社会、社会通念・慣習・しきたりなどの面では男性優遇と感じる人が多く、いずれの項目においても、男性優遇と感じている人が女性優遇を上回っています。男女平等の実現のためには「男性が女性の社会的地位向上に関して理解をもち協力すること」、「就職、昇進、賃金など職業上の男女不平等をなくすこと」、「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」が必要と感じている人が多くなっています。

意識は変化しつつあるものの、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女平等の意識をより浸透させていくことが必要です。

また、家事に参加する機会の少なかった男性に対して家事や育児、介護に関する講座を開催し、男性も家事をともに担うための知識と意欲を高めることが必要です。

二本松市における外国人登録者数は平成 22 年 12 月末日現在で 311 人となっています。日本との言葉や文化の違いなどにより、地域生活や家庭内の問題、住宅問題、就労問題など、生活上様々な困難が生じることも起こりえます。

情報不足によるトラブルを未然に防ぐことができるよう、生活に関する各種の情報の提供や、相談・支援体制を充実する必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という考えについて

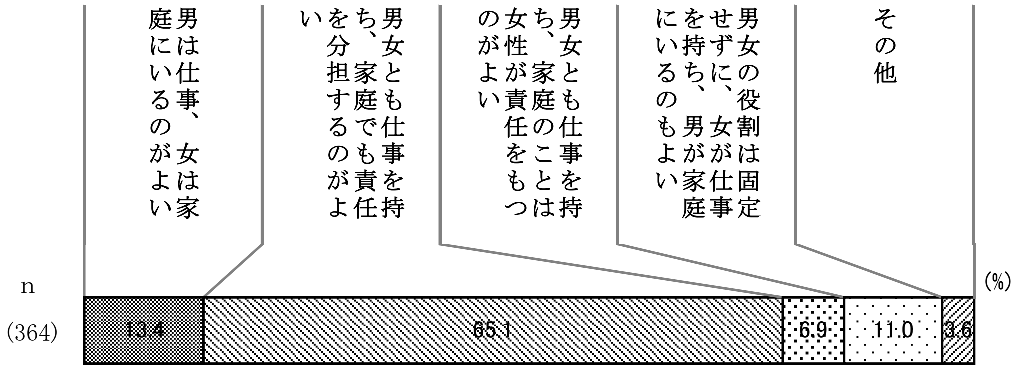

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

家事の役割分担

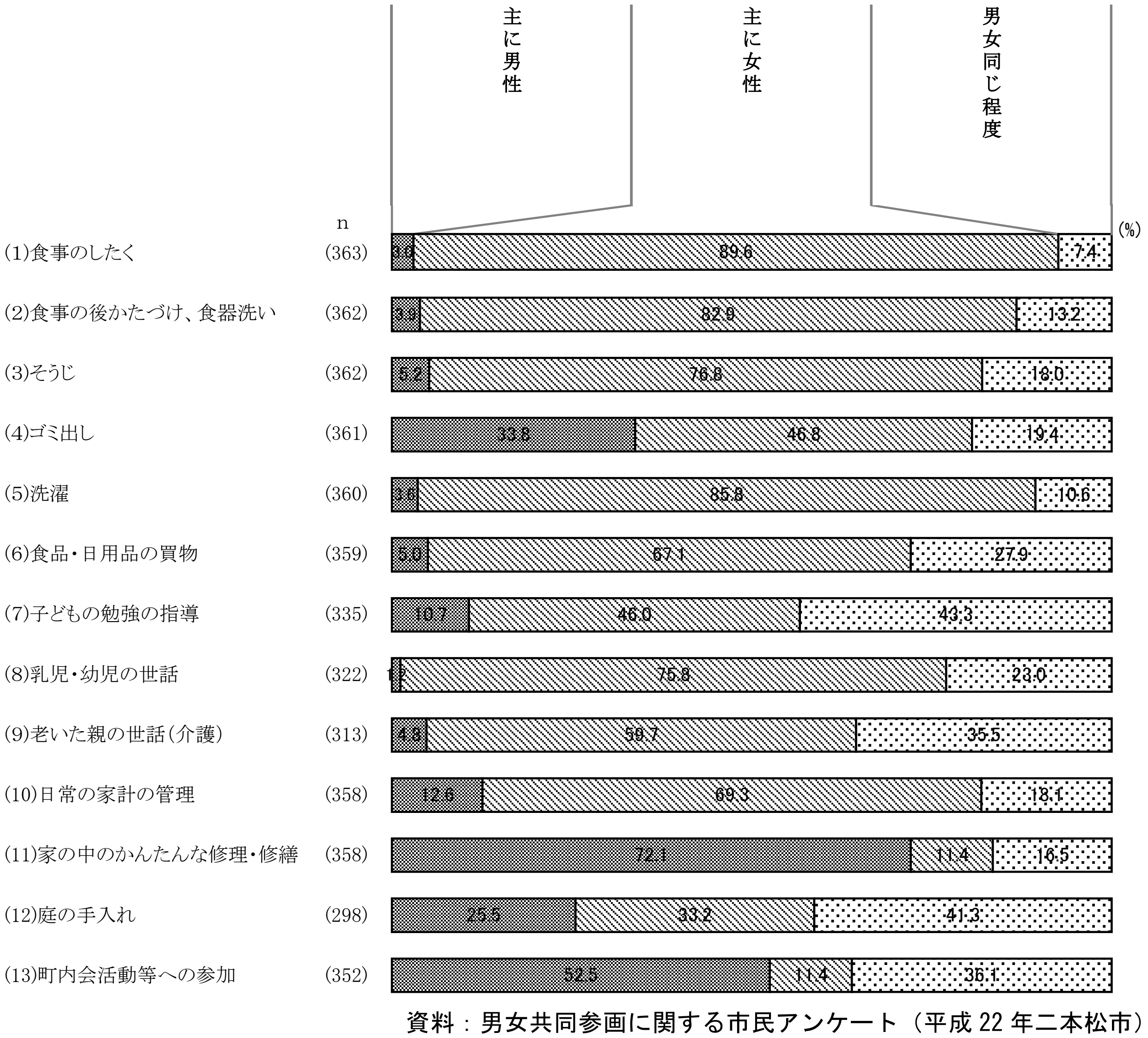

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

回答者自身の育てられ方・子どもの育て方

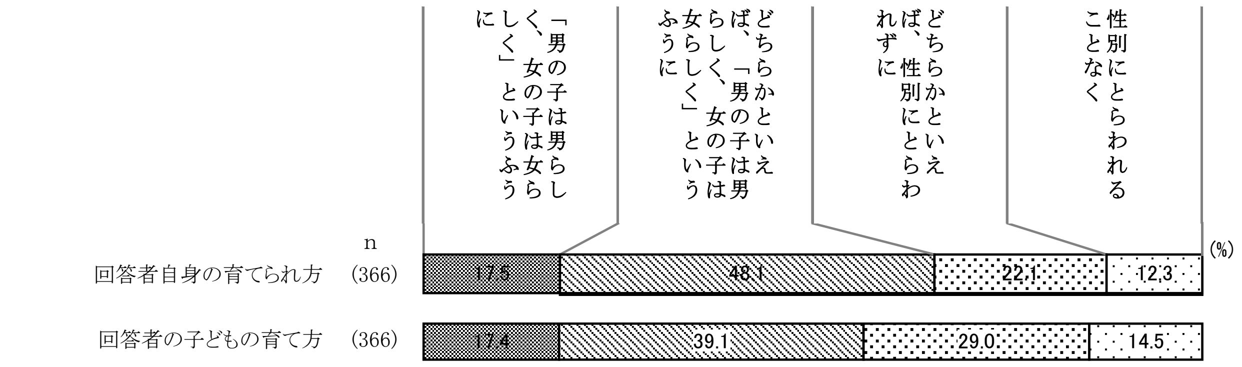

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

男女の地位の平等感

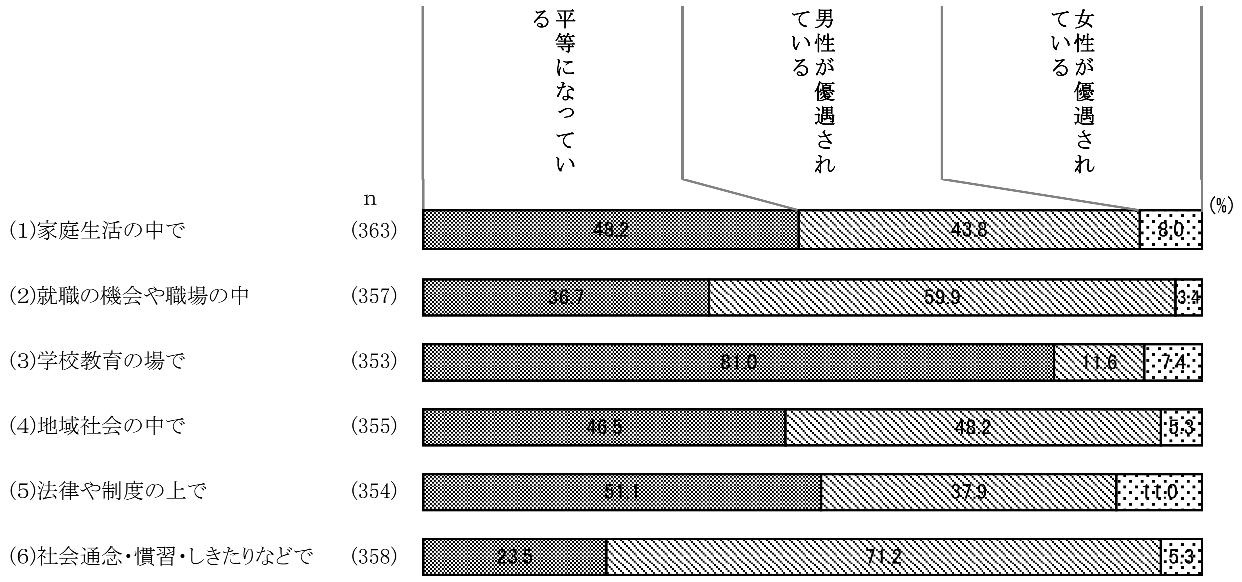

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

男女平等の実現のために必要なこと

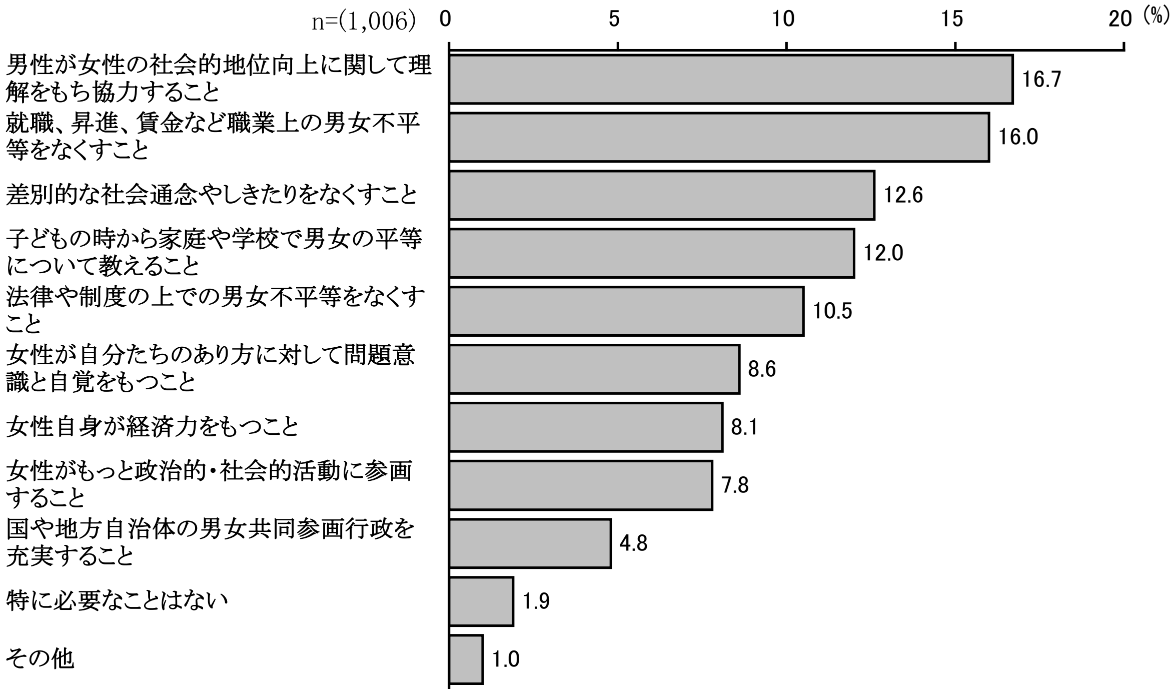

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

二本松市における外国人登録者数（平成 22 年 12 月末日現在）

国名	人数	国名	人数	国名	人数
韓国朝鮮	23	米国	6	英国	12
フィリピン	120	インドネシア	2	オーストラリア	5
中国	84	タイ	7	その他	29
ブラジル	21	ペルー	2	合計	311

資料：福島県国際課

１　男女共同参画意識の普及・啓発

（１）男女共同参画に関する広報・啓発の推進

事業名	施策の内容	担当課
「社会的性別（ジェンダー）の視点」の理解促進	「社会的性別（ジェンダー）の視点」について、すべての市民が関心を持ち、理解を深めるように市ホームページへの掲載により広報・啓発活動を推進する。 あわせて、福島県男女共生センターが開催する事業のＰＲを積極的に行い、一人でも多くの市民の参加を促すことによって市民の社会的性別（ジェンダー）意識を高める。 【事業計画】 １　市ホームページへの記事掲載（更新）　随時 ２　福島県男女共生センター主催事業等のＰＲ　随時	企画財政課
「女性の権利」広報（人権）	市広報紙への記事掲載、啓発事業等により、女性の権利に関する法律・制度を広報する。 【事業計画】 １　市ホームページへの記事掲載 ２　「人権週間」における啓発	生活環境課
相談窓口及び救済機関の情報提供（人権）	女性の差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報を市広報紙等により提供する。 【事業計画】 １　無料人権相談所の広報 ２　県内相談・救済機関等の情報提供	生活環境課

（２）学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

事業名	施策の内容	担当課
社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進	人との交流を通して自分自身や他の人を見つめ、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじ、人権尊重を基盤とした男女平等とお互いを尊重する心を醸成する。 【事業計画】 １　幼稚園における教育 幼稚園における生活全体を通して、幼児がさまざまな環境に関わる体験を積み重ねる中で、人間関係等各領域を相互に関連づけながら心情等を養う。 ２　小・中学校における教育 特別活動や保健指導の時間、道徳の時間での「生命尊重・信頼友情」などの学習を進める中で、児童生徒の発達段階に応じた創意工夫のある指導を進める。	学校教育課
性別にとらわれない進路指導の推進	児童生徒の発達段階や特性等を十分に考慮し体験活動等を行い、性別にとらわれない職業意識や自立した社会生活を営む力を育成する。 【事業計画】 １　小学校から中学校への進路指導 児童の将来の夢や希望を大切にし、地域を中心とした体験活動を行い地元の生産活動等に触れ、見学や調査を通して発表や討論などの学習活動を積極的に行う。 ２　中学校から高等学校への進路指導 男女の別のない望ましい勤労観や職業観を培うため、職場体験活動等の体験活動を生かすなど、生徒の発達段階や特性等を十分に考慮し創意工夫した進路指導を行う。	学校教育課

（３）メディアにおける人権尊重の推進

事業名	施策の内容	担当課
広報紙の表現適性化	市が発行する広報紙において、固定的な男女の役割分担を前提とするような表現やイラスト等について点検し適正化を図る。	秘書広報課

２　男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

（１）男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進

事業名	施策の内容	担当課
「社会的性別（ジェンダー）の視点」の理解促進（再掲）	「社会的性別（ジェンダー）の視点」について、すべての市民が関心を持ち、理解を深めるように市ホームページへの掲載により広報・啓発活動を推進する。 あわせて、福島県男女共生センターが開催する事業のＰＲを積極的に行い、一人でも多くの市民の参加を促すことによって市民の社会的性別（ジェンダー）意識を高める。 【事業計画】 １　市ホームページへの記事掲載（更新）　随時 ２　福島県男女共生センター主催事業等のＰＲ　随時	企画財政課

（２）家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

事業名	施策の内容	担当課
無償労働に対する理解促進	家事が無償労働であるため、あたかも働いていないかのようにみなされる傾向がある。 男女共同参画社会に向けて、市広報紙等により男女が有償労働と無償労働を共に担う必要があることを広報する。 【事業計画】 市ホームページによる広報	企画財政課

（３）家庭・地域における学習機会の充実

事業名	施策の内容	担当課
男女がともに参画する能力アップ実践講座（家事）	男女がともに参画し、家事能力の向上を図る。 【事業計画】 １　男性も参加できる料理教室の開催 ２　父親が参加できる休日に家庭教育学級を開催	生涯学習課
男女がともに参画する能力アップ実践講座（育児）	男女がともに参画し、育児能力の向上を図る。 【事業計画】 両親・祖父母学級時の健康講話等 乳幼児健診・健康相談時の集団指導及び個別相談及び事後訪問時の両親支援	健康増進課
男女がともに参画する能力アップの取組み（育児）	男女がともに参画し、育児能力の向上を図る。 【事業計画】 ブックスタート事業	子育て支援課
男女がともに参画する能力アップ実践講座（介護）	男女がともに参画し、介護能力の向上を図る。 【事業計画】 １　家族介護教室の開催 ２　家族介護教室（口腔ケア）の開催 ３　家族介護教室（認知症）の開催 ４　家族介護者交流事業	高齢福祉課
家庭教育学級・講座の開催と情報提供	男女共同参画の視点にたった家庭のあり方を考える学習の機会を提供する。 ①家庭教育学級・講座の開催 ②男女がともに家事・育児参加のための講座の開設 ③市民団体（老人クラブ、防犯協会、女性団体等）への男女共同参画社会についての情報提供 【事業計画】 １　家庭教育学級の開催 ２　父親が参加できる土日に家庭教育学級を開催 ３　各種団体へ男女共同参画関連の資料配布	生涯学習課
男女共同参画関連講座の開催	公民館が開催する講座の中で「男女共同参画」に関するカリキュラムを組んで意識の醸成を図る。 【事業計画】 １　市民講座・女性学級・高齢者学級の講座に「男女共同参画」に関するカリキュラムを組む ２　各種学級生へ男女共同参画に関する資料の配布	生涯学習課
男性の講座参加促進	男性の意識改革を図るため、男女共同参画関連講座への男性の参加を促進する。	生涯学習課

３　多文化共生社会における男女共同参画の推進

（１）国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

事業名	施策の内容	担当課
定住外国人支援事業	誰でもが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境整備として、定住外国人の支援を図る。 【事業計画】 １　定住外国人支援員の配置による相談活動 ２　定住外国人支援ガイドブックの作成	企画財政課

【基本目標Ⅱ】仕事と生活の調和を図るための環境の整備

【現状と課題】

男女がともに、そのライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択により形成する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方が重要視されています。

これまで仕事と子育ての両立支援を中心とした、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備が行われてきましたが、子どもや介護を要する高齢者等と暮らす勤労者の家庭にあっては、家庭生活との両立が困難な場合が依然として残っています。

平成22年の労働条件等実態調査（平成22年福島県）では、福島県内の事業所における育児・介護休業制度の規定率は、育児休業制度で94.6%、介護休業制度で91.1%と整備されつつありますが、育児休業取得率は女性80.4%、男性0.8%、介護休業取得者の男女比は女性66.0%、男性34.0%と、男女の偏りは大きいままとなっています。職場内に男性が育児・介護休業を取得しにくい状況があるものと考えられます。さらに、労働時間についても男性の方が長時間である傾向が見られ、女性が働く時間を調整したり、仕事を辞めたりすることで、子育てや介護を行っている現状がうかがえます。現在、男性の家庭へ参画は徐々に進みつつありますが、共働きの家庭においてさえ、依然として、家事・育児・介護等の負担を女性が担うケースが少なくありません。男女共同参画に関する市民アンケート（平成22年二本松市）においても、家庭での役割分担について、主に女性が担当している割合が高くなっています。

女性のキャリア形成の中断は、女性の管理職登用率の低さの一因ともなり、職場の意思決定の多くが男性中心に行われることに繋がり、職場における女性の立場を補助的なものとする傾向を生んでいるものと考えられます。

また、女性が結婚・出産後も働き続けられるための環境整備については、男女共同参画に関する市民アンケート（平成22年二本松市）の結果を見ると、「保育施設や保健サービスの充実」や「育児休業・介護休業制度の徹底」、「技能習得のための研修の機会や施設の充実」、「家族の理解や協力」が必要であると考える人が多くなっています。

女性の就業継続や男性の家事・育児への参画を推進するためにも、意識啓発や男性が家事に参画できる時間のゆとりづくり、育児・介護休業を取得しやすい環境を整えることが必要です。それぞれの家庭の価値観やライフスタイルを尊重しながらも、男性の家事・育児・介護等への参画が進むよう、意識啓発や学習の場の充実を図っていくことが大切です。

女性が結婚・出産後も働き続けられるために必要な環境整備

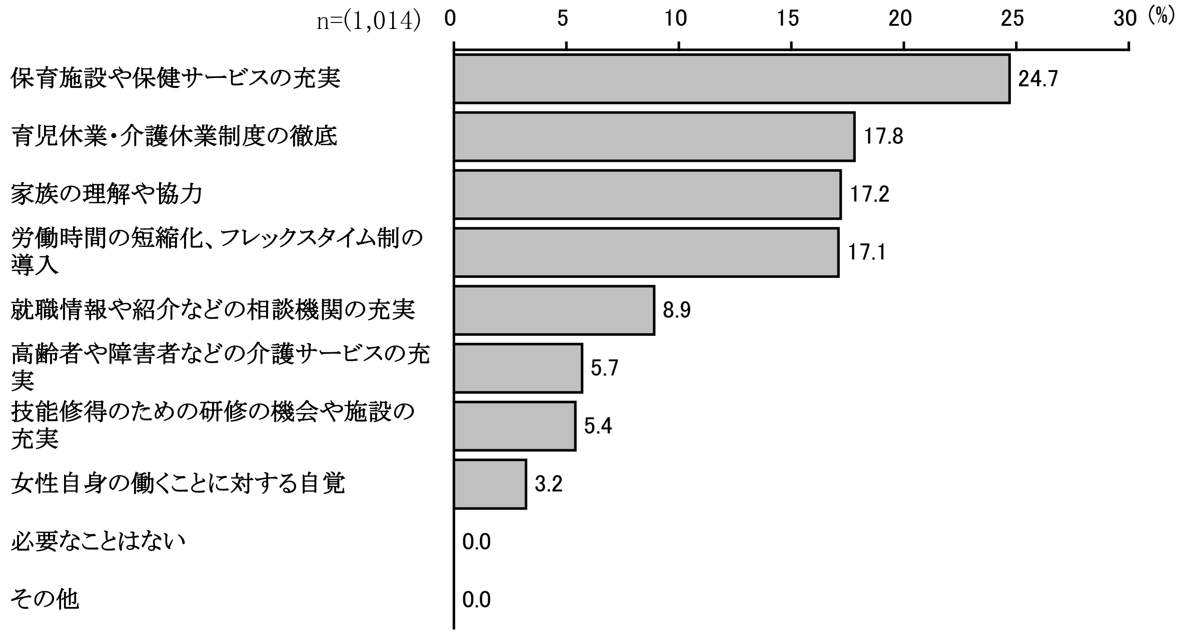

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

（1）多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

事業名	施策の内容	担当課
男性の育児・介護休業制度の利用促進（事業所向け）	男性が女性と共に家事・育児・介護に積極的に参画することによって、女性は働きやすく、安心して出産と育児ができるように、男性の育児・介護休業制度の利用促進啓発と各事業所に男性が育児・介護休業制度を取得しやすい環境の整備について要請する。 【事業計画】 男性の育児・介護休業制度について周知し、取得促進のための職場環境整備に向けた啓発活動を行う。	商　工　課
次世代育成支援推進法に基づく特定事業主行動計画の実施	母性保護、育児休業、育児休暇などの各種制度の周知と、男性職員の育児休業の取得促進を図る。 【事業計画】 １　母性保護、育児休業、育児休暇などの各種制度の周知 ２　男性職員の育児休業取得の促進に係る周知	人事行政課
高齢者福祉サービス	介護者の負担を軽減するため、高齢者福祉サービスの利用推進を図る。 【事業計画】 １　配食サービス ２　在宅介護支援センター運営 （家族に対する指導、助言、サービス申請の受付） ３　特別養護老人ホーム整備（借入金の償還助成） ４　案内パンフレットの作成	高齢福祉課
障がい者福祉サービス	介護者の負担を軽減するため、障がい者福祉サービスの利用推進を図る。 【事業計画】 障がいの種別に関わらず、障がい者が日常生活において求める介護給付サービス・訓練等給付サービスについて障がい者個々に支援を行う。 ○　障がい福祉サービス （介護給付・訓練等給付サービス） ○　地域生活支援事業 ○　自立支援医療 ○　補装具費の支給 ○　広報にほんまつへの記事掲載による周知 ○　在宅介護者支援事業（介護者激励金の支給）	福　祉　課

事業名	施策の内容	担当課
ファミリーサポートセンター活動推進事業	子育て中の家庭が安心して生活できる環境及び仕事と育児を両立支援し、安心して働くことができる環境を整備して児童福祉の向上を図る。 【事業計画】 地域における子育て支援活動を支援するため、ファミリーサポートセンター運営に要する経費の一部を助成する。	子育て支援課

（２）育児・介護にかかる社会的支援の拡大

事業名	施策の内容	担当課
延長保育等の促進	勤労者のための乳児保育、延長保育、一時保育及び障害児保育を進め、働きやすい環境の整備を推進する。 【事業計画】 １．乳児保育（生後６ヵ月）の実施 （公立５ヵ所・私立２ヵ所） ２．延長保育の実施　（公立５ヵ所・私立２ヵ所） ３．一時保育の実施　（公立２ヵ所・私立１ヵ所）	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が家庭にいない勤労世帯の子育てを支援するため「放課後児童クラブ」を設置運営する。 【事業計画】 ・二本松地域　直　営　３ヵ所 （塩沢、安達太良、大平学童保育所） 指定管理者　３ヵ所 （二本松南、岳下、杉田学童保育所） 民間開設　１ヵ所　（同朋幼稚園） ・安達地域　直　営　２ヵ所 （油井、渋川学童保育所） ・岩代地域　直　営　１ヵ所 （岩代学童保育所～Ｈ２０新規開設） ・東和地域　直　営　１ヵ所 （東和学童保育所）	子育て支援課

事業名	施策の内容	担当課
事業所内託児施設助成金制度等広報	子育てしながら働きやすい就労環境を整備するため「事業所内託児施設」の設置を推進する。 【事業計画】 国や県が中小企業に対して行う支援策について啓発活動を行う。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	小学生、中学生の医療費の一部負担金及び食事療養費等定額負担分を助成することにより、保護者の負担を軽減する。 【事業計画】 小学生、中学生の医療費の一部負担金の助成 食事療養費等定額負担分の助成	国保年金課
多様な形態の家庭への支援（手話通訳関係）	障がい者及び障がい児が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行う。 【事業計画】 手話通訳者研修会の開催 手話通訳奉仕員養成講座の開催	福　祉　課
多様な形態の家庭への支援（ひとり親家庭医療費助成事業）	ひとり親家庭の福祉増進のため、医療費の一部を助成する。 【事業計画】 ひとり親家庭の医療費の一部を助成	子育て支援課

（３）職場における男女平等の実現

事業名	施策の内容	担当課
地域子育て支援センターの運営	子育ての不安や悩みについての相談や指導、育児講座の開催などを行う「地域子育て支援センター」を運営する。 【事業計画】 子育て支援センター事業 （３ヵ所：二本松地域・安達地域・岩代地域） １．育児相談の実施 ２．子育てサークルの育成 ３．保育資源の情報提供 ４．親子教室の開催 ５．育児の広場の開催 ６．育児セミナーの開催 ※　センター間の情報交換	子育て支援課
労働に関する女性の基本的権利の広報	市広報紙に男女雇用機会均等法等について掲載し法律の理解促進を図る。 【事業計画】 市広報紙に男女雇用機会均等法のポイントやあらましについて掲載し法律の理解促進を図る。	商　工　課
男女雇用機会均等法の啓発	雇用の場における女性に対する差別の禁止、妊娠・出産を理由とする解雇の禁止、セクシュアルハラスメントの防止、産前産後休業、母性健康管理などの労働条件を定めた「男女雇用機会均等法」の啓発を進める。	商　工　課

（４）男性の家庭生活への参画支援

事業名	施策の内容	担当課
男性の育児・介護休業制度の利用促進（家庭向け）	男性が女性と共に家事・育児・介護に積極的に参画することによって、女性は働きやすく、安心して出産と育児ができるように、男性の育児・介護休業制度の利用促進啓発と各事業所に男性が育児・介護休業制度を取得しやすい環境の整備について要請する。 【事業計画】 男性の育児・介護休業制度について周知し、取得促進のための職場環境整備に向けた啓発活動を行う。	子育て支援課
次世代育成支援推進法に基づく特定事業主行動計画の実施 （再掲）	母性保護、育児休業、育児休暇などの各種制度の周知と、男性職員の育児休業の取得促進を図る。 【事業計画】 １　母性保護、育児休業、育児休暇などの各種制度の周知 ２　男性職員の育児休業取得の促進に係る周知	人事行政課

【基本目標Ⅲ】女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

【現状と課題】

女性の社会進出が進みつつあるものの、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とはいえません。女性が政策・方針決定過程に男性と平等に参画することは、女性の意思を社会に反映し、男女共同参画社会を実現するための重要な条件です。

二本松市における審議会等の女性委員を含む審議会等の割合は 61.5%、女性委員の割合は 19.8%となっていますが、女性議員の割合、女性管理職等の状況、町内会長等に占める女性の割合を見ると、いずれも１割未満、さらに農業委員は０人と、女性の占める割合は低くなっています。

女性が地域や社会のために活動することについて、男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）の結果を見ると、「女性が活動することは好ましい」と考える人が 70.7%で、その理由としては「社会にでることによる視野を深めることができるから」が多くなっています。

その一方で「女性の活動はよいことだが、ほどほどにしたほうがよい」と考える人が 28.7%、「女性が活動することは好ましくない」と考える人が 0.6%となっており、その理由としては、「女性が外に出て活動すると、家事や意識がおろそかになるから」が 51.4%となっており、固定的性別役割分担意識が根付いている様子がうかがえます。また、職場における男女の地位について、男性の方が優遇されていると感じている人が多くなっています。

女性の権利に対する理解を促進するとともに、能力開発の支援や情報提供を行い、女性のエンパワーメントを進め、男性とともに様々な分野に参画する女性の人材を育成していくことが必要です。

市町村における審議会等の女性委員の割合

平成 22 年４月１日現在

	付属機関・委員会の数			付属機関・委員会の委員数		
	総数	うち女性委員を含む数	割合（%）	総数	うち女性委員の数	割合（%）
福島県	1,275	869	68.2	15,333	3,011	19.6
二本松市	21	14	66.7	247	58	23.5

資料：福島県の男女共同参画推進状況　平成 22 年度版（福島県）

市町村議会における女性議員の状況

平成 22 年４月１日現在

	議員総数（人）	うち女性議員数（人）	割合（%）
福島県	983	57	5.8
二本松市	26	1	3.8

資料：福島県の男女共同参画推進状況　平成 22 年度版（福島県）

女性管理職等の状況（管理職、二役・教育長・議長）

平成 22 年４月１日現在

	女性管理職（課長相当職以上）		
	管理職総数	うち女性管理職数	女性割合（%）
福島県	2,228	145	6.5
二本松市	68	2	2.9

資料：福島県の男女共同参画推進状況　平成 22 年度版（福島県）

町内会長等に占める女性の割合

平成 22 年４月１日現在

	名称	総数	うち女性の数	女性割合（%）
福島県		6,220	151	2.4
二本松市	区長、町内会長	373	1	0.3

資料：福島県の男女共同参画推進状況　平成 22 年度版（福島県）

ＰＴＡ会長に占める女性の割合（市町村立）

平成 22 年４月１日現在

	幼稚園			小学校		
	総数	うち 女性の数	女性割合 （%）	総数	うち 女性の数	女性割合 （%）
福島県	238	82	34.5	503	21	4.2
二本松市	15	2	13.3	16	0	0.0

	中学校			全体		
	総数	うち 女性の数	女性割合 （%）	総数	うち 女性の数	女性割合 （%）
福島県	233	14	6.0	974	117	12.0
二本松市	7	0	0.0	38	2	5.3

資料：福島県の男女共同参画推進状況　平成 22 年度版（福島県）

農業委員数

平成 22 年９月１日現在

	農業委員実数 （人）	男性（人）	女性（人）	女性の割合（%）
福島県	1,182	1,129	53	4.5
二本松市	35	35	0	0.0

資料：福島県の男女共同参画推進状況　平成 22 年度版（福島県）

男女平等の実現のために必要なこと

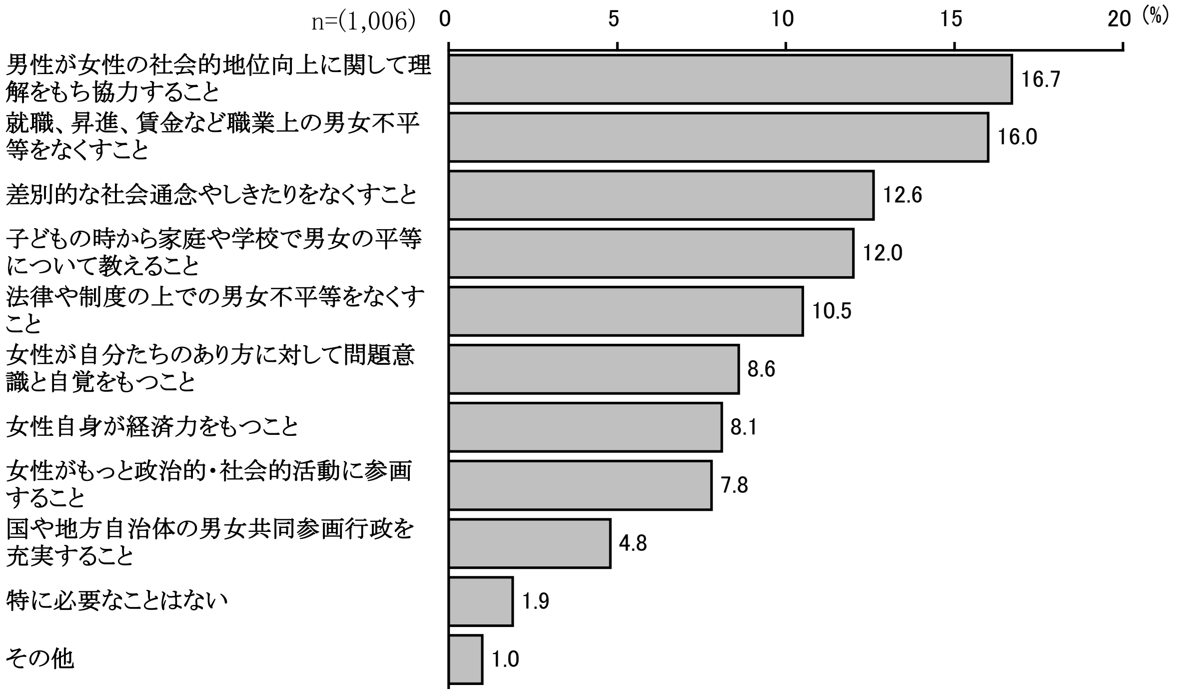

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

女性が地域や社会のために活動することについて

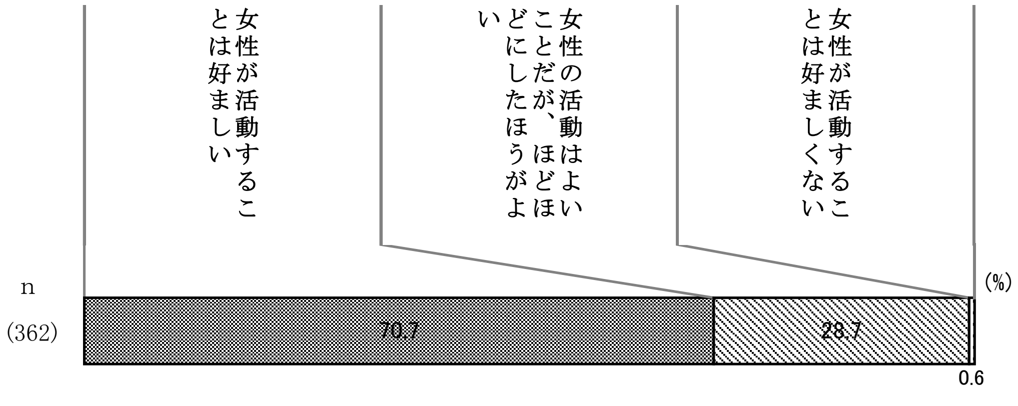

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

女性が活動することは好ましいと考える理由

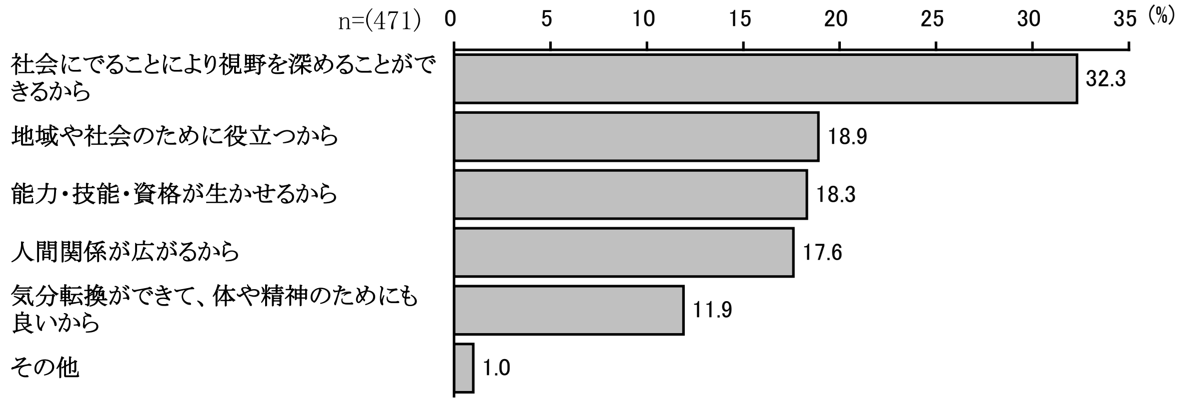

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

女性が活動することは好ましくない・ほどほどにした方がよいと考える理由

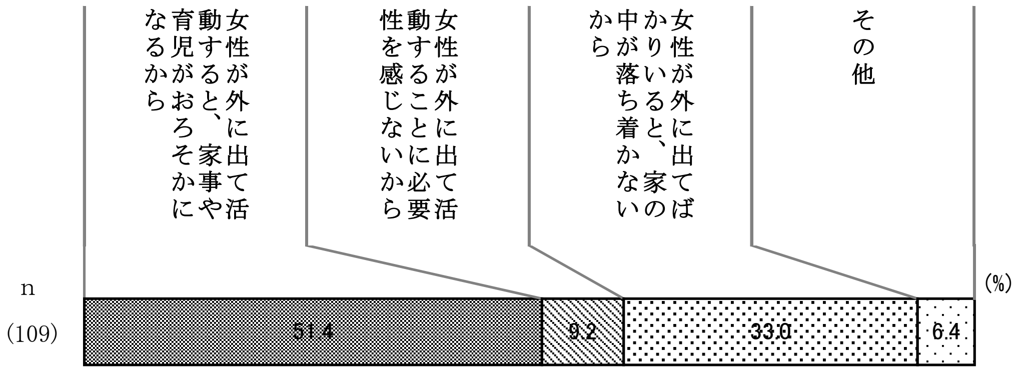

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

政策・方針決定の場に女性の参画を進めるのに必要なこと

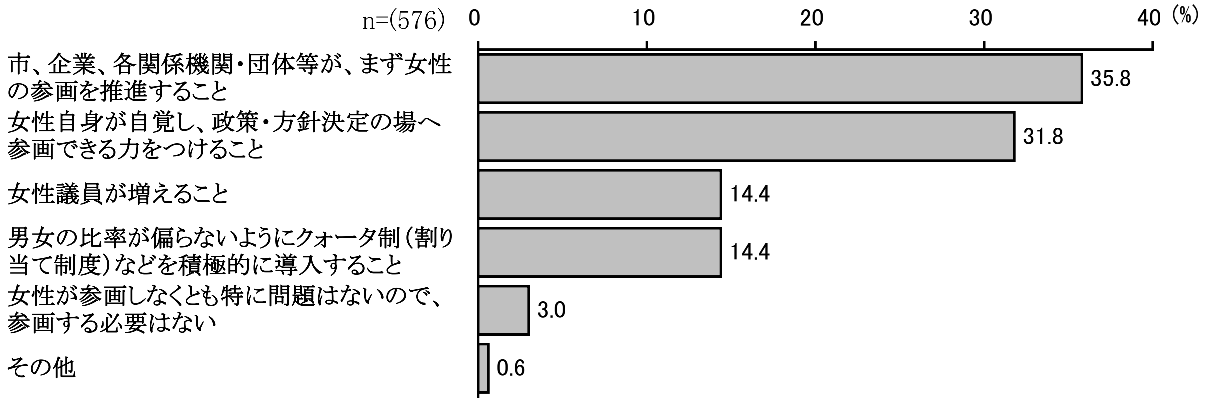

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

女性の働き方について

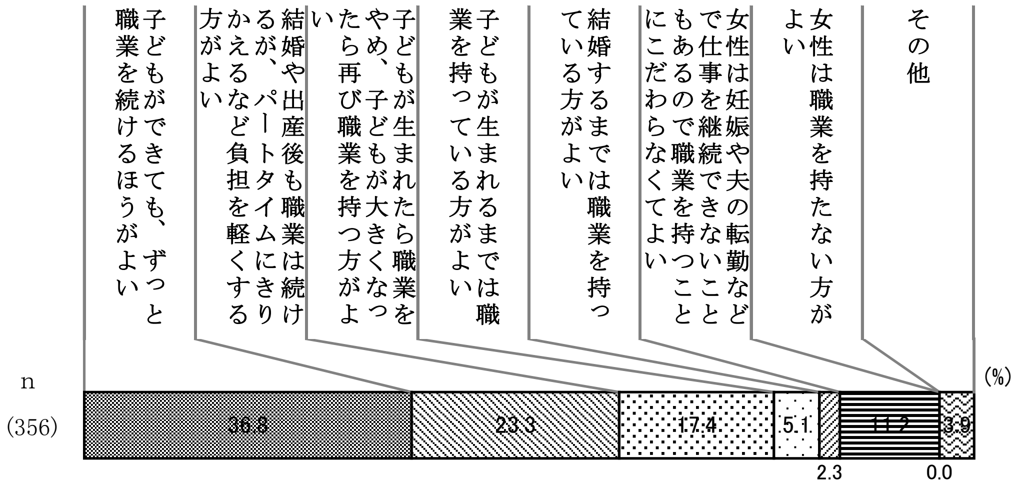

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

女性の人権が尊重されていないと感じるもの

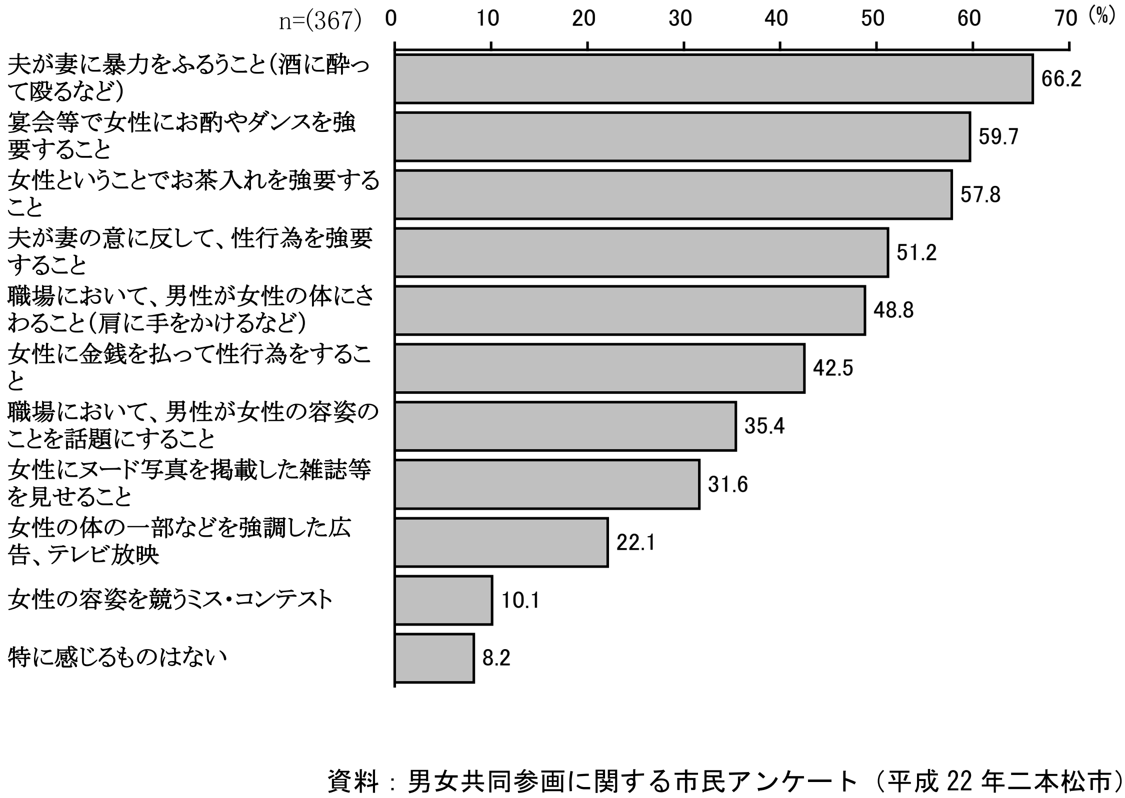

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

１　女性人材の育成と経済的な地位の向上

（１）あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

事業名	施策の内容	担当課
女性学級等の開催	女性学級や市民大学セミナー等において社会的性別（ジェンダー）及び女性のエンパワーメントを高めるための学習を行う。 【事業計画】 １　女性学級で「ジェンダーフリー」についての学習を行う。	生涯学習課
女性指導者の育成	福島県事業のパワーアップセミナー等への参加を促し、女性指導者の育成に努める。 【事業計画】 １　二本松市婦人団体連合会のリーダー育成や男女共同参画形成に関する学習のために補助金を交付する。	生涯学習課

（２）女性の労働に対する適正な評価と支援

事業名	施策の内容	担当課
自営業就業女性の労働条件改善と団体育成	自営業女性就労者の労動条件を改善するための啓発と女性団体の育成を行う。 【事業計画】 二本松商工会議所女性会、あだたら商工会女性部等と連携し、啓発活動を行う。	商　工　課
農業就業女性の労働条件改善と団体育成	「家族経営協定」の推進を含め、農業女性就労者の労動条件を改善するための啓発と女性団体の育成を行う。 【事業計画】 農家世帯の女性の労働条件改善のための各種研修、意見交換、交流事業を推進するとともに、余暇を活用した農産物加工品等の販売等の支援を通じ、経済的自立を支援するため、生活改善グループの活動に対して、引き続き活動助成、事業支援を行う。	農　政　課
農村女性の地位向上支援	家族経営協定の推進により、家庭内職場での経営改善計画策定の話し合いへの参画機会を確保し、農業経営への女性の参画を促進する。 また、生活改善等各種研修機会の提供や活動を支援する。 【事業計画】 認定農業者の共同申請を推進するため、既認定者のうち夫婦協働世帯について、家庭訪問等を実施し、共同申請への変更を推奨する。また、5 年の認定満了時の再認定申請にあたっては、可能な限り、共同申請への移行を推奨する。各種研修会への参加など、情報の提供に努める。	農　政　課

（３）女性の経済的自立の促進

事業名	施策の内容	担当課
女性の就業相談会、求人情報の提供	女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携し就業相談会や求人に関する情報の提供を行う。 【事業計画】 ハローワーク二本松と連携し、求人に関する情報の提供（毎週発行）を行う。	商　工　課

２　意思決定過程における女性の参画の促進

（１）公的分野における女性の参画の促進

事業名	施策の内容	担当課
女性委員の登用促進	市の行政審議会、委員会等における女性委員の構成比率を３０％以上を目標に推進する。 【事業計画】 １　庁内への取り組み要請 現状を公開し、次期改選時期において改善を要請する。	各　課
市政懇談会への女性の参加促進	女性の視点から見た市政についての意見・提言を施策に反映するため、市政懇談会への女性の参加を促進する。 【事業計画】 市政懇談会を実施する際には、女性の参加促進を図るための方策を検討する。	秘書広報課
多くの女性の参画機会の確保	行政審議会等への参画の機会において、推薦団体との調整や公募により、多くの女性の参画を進める。 【事業計画】 １　庁内への取り組み要請 現状を公開し、次期改選時期において改善を要請する。	各課
広聴制度の利用促進	市民から広く意見を聴取するための「市民ご意見箱」、「まちづくり提案」及びホームページ「まちづくり提案箱」制度を周知して、より一層女性の意見・提言を求める。 【事業計画】 機会を捉えて男女共同参画の趣旨をふまえ広聴制度を周知し、より一層意見・提言が提出されるように利用促進を図る。	秘書広報課
女性職員の採用と登用促進	市職員の採用にあたっては、男女の機会の均等を確保する。また、女性職員の職域拡大及び能力開発に配慮し、管理職への登用を促進する。 【事業計画】 １　市職員採用に係る男女機会均等の確保 ２　女性職員の職域拡大の検討 ３　研修等を活用した女性職員の能力開発 ４　女性職員の管理職への登用	人事行政課

（２）企業、団体、地域等における女性の参画の促進

事業名	施策の内容	担当課
組織・団体のトップへの女性の登用	男女共同参画社会の形成に向け、ＰＴＡ・保護者会を含め、可能な限り組織・団体のトップへの女性の登用の機運を醸成する。 【事業計画】 市ホームページへ記事を掲載し、各種組織・団体のトップへの女性の登用を推進する。	各課
女性登用促進のための啓発活動推進	今日、少子・高齢化社会を支えるためにも女性労働者の存在は重要性を増してきている。企業・事業所にとって、男女を問わず社員にその能力を存分に発揮してもらうことは、社会からの信頼を獲得するとともに企業・事業所の成長の原動力となる。 このような観点から、女性の管理・監督者への登用を促進するための啓発活動を推進する。 【事業計画】 市ホームページへ記事を掲載し、企業・事業所において女性の管理・監督者への登用を促進するための啓発活動を推進する。	商　工　課
地域活動の意思決定過程への女性の参画促進啓発	地域活動において、その意思決定の場には「世帯主」として男性が参画することが多いのが現状である。 女性や子ども・高齢者にとって、より安全で住み良い地域社会づくりを進めるため、自治会、防犯、防災等あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を促進する。 【事業計画】 市ホームページでの啓発	企画財政課

【基本目標Ⅳ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

【現状と課題】

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス：ＤＶ）、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合被害者は女性です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担や家庭や社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女の置かれている状況等に根ざした構造的問題です。

男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）の結果を見ると、ＤＶについて、自分が直接経験したことがある、あるいは身の回りに経験した人がいると回答した人は回答者の２割程度おり、殴る、蹴るなどの身体に対する暴力を受けたとする割合が高くなっています。その際に家を出たり、誰かに相談したという人が多いものの、「恥ずかしいので、誰にも言わなかった」、「自分ががまんすればいいと考えじっと耐えていた」という人も少なくありません。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、実例のないケースが７割半ばを占めているものの、自分が被害を受けた、あるいは同じ職場に被害者がいるというケースは約２割見られます。「性的で下品な冗談、からかい、質問等をされた」、「体を触られるなどの身体に対するいやがらせ」が５割以上を占め、その被害についてがまんしたり、誰にも言わない人は、ＤＶのケースよりは少ないものの存在しており、いずれのケースにおいても、問題が潜在化していることがうかがえます。

人権侵害をなくすためには「苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実」、「不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」が求められています。

福島県における配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移をみると、全体の件数はおおむね 300 件から 500 件の間で推移し､いずれの時期においても婦人相談所が多数を占め、男女共生センターが少ないという状況です。相談窓口の周知が必要です。

肉体的、性的、心理的な暴力は、人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性差別や暴力を許さない社会環境の実現に向け、人権尊重についての広報啓発活動の一層の推進に努めます。

生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには市民一人ひとりが自らの健康状態を理解し、保持・増進に向けて積極的に取り組む必要があります。男性と女性では身体に備わっている機能が異なり、それぞれの性別やライフステージに応じた病気や健康上の問題点があります。女性には妊娠や出産のための機能が備わっていますが、妊娠・出産に関する女性の自己決定権の確立を中心概念に含む「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が重要な人権であるという認識が依然として不足している現状は、アンケート調査において女性は結婚して子どもを産むのが当然という回答が多いことからも窺い知ることができます。

女性の重要な人権である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する情報を広く提供し、女性が自ら心と身体の健康管理を行い、妊娠・出産に関して主体的に判断できるよう意識の醸成を図り、男女が互いの性を尊重する人間教育としての性に関する教育を充実

することが必要です。また、女性の健康について、妊娠・出産に関する支援に加え、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防など、妊娠・出産以外の健康を支援する視点を踏まえた取組みにより、女性の性と生殖に関する総合的な健康支援施策を推進することが必要です。

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数

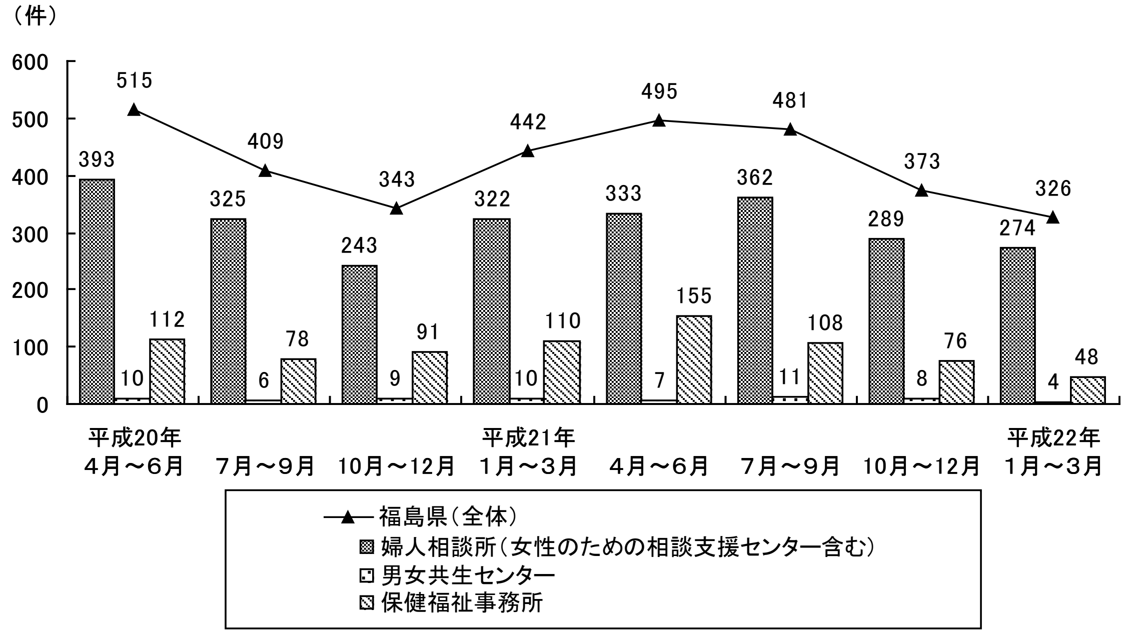

資料：福島県及び内閣府男女共同参画局

女性の人権が尊重されていないと感じるもの

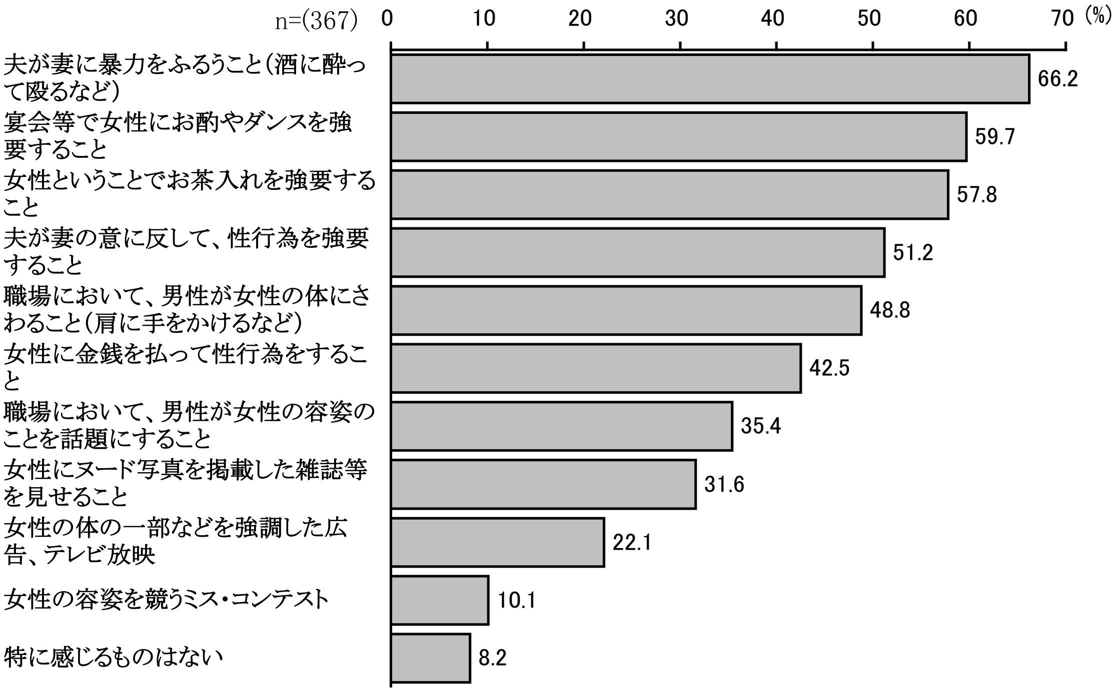

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

実際に見聞きした女性に対する暴力

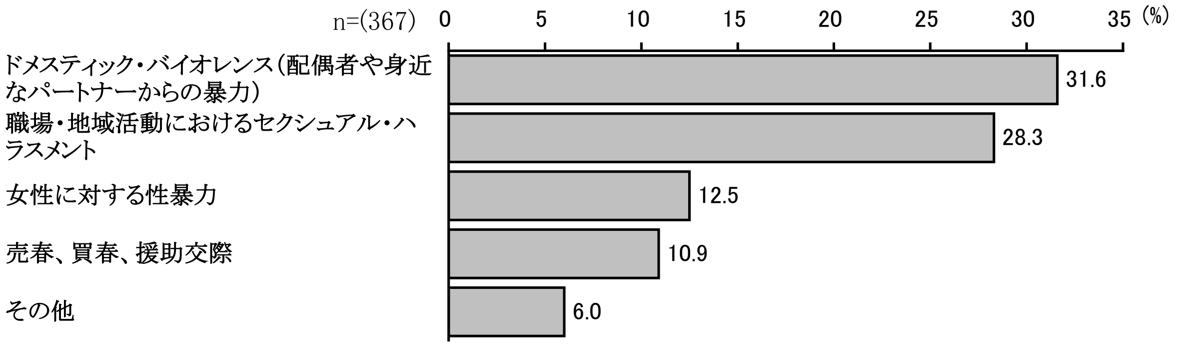

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

ドメスティック・バイオレンスの経験

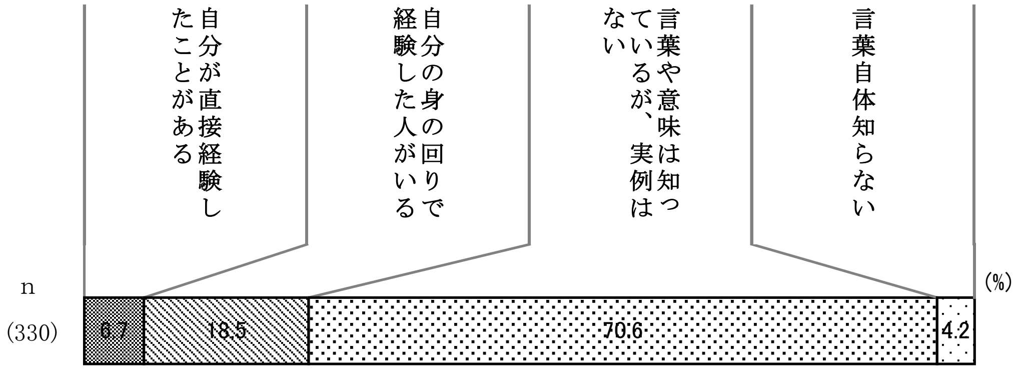

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

自身・知人が受けた暴力

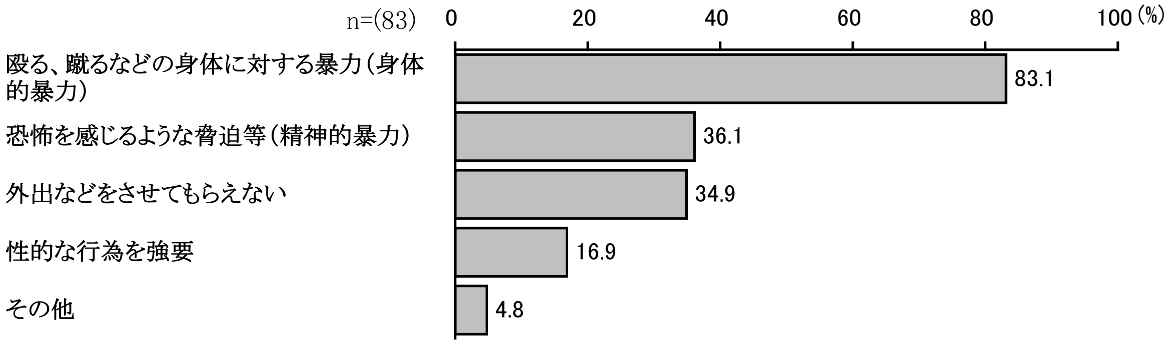

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

暴力を受けた際の対処

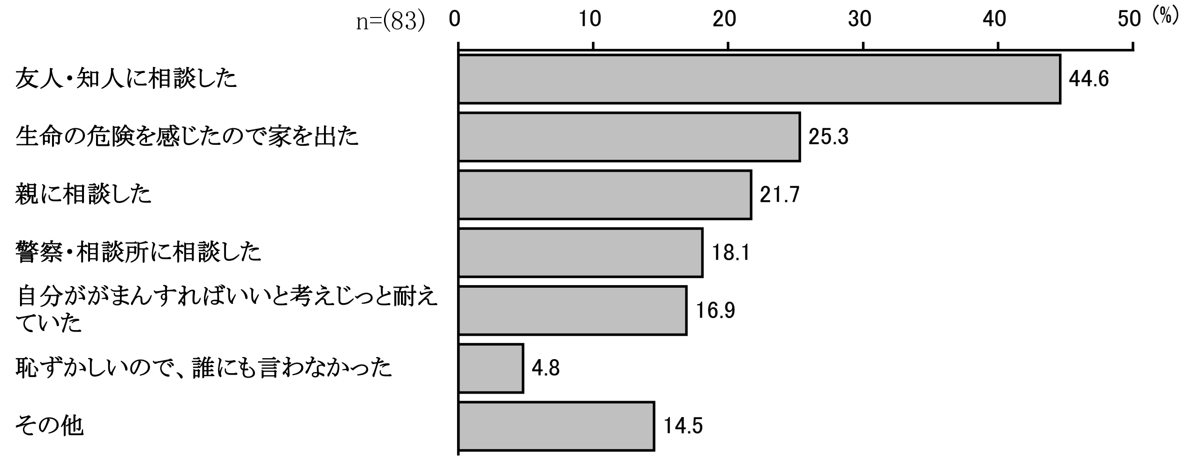

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

職場におけるセクシュアル・ハラスメントを受けた経験の有無

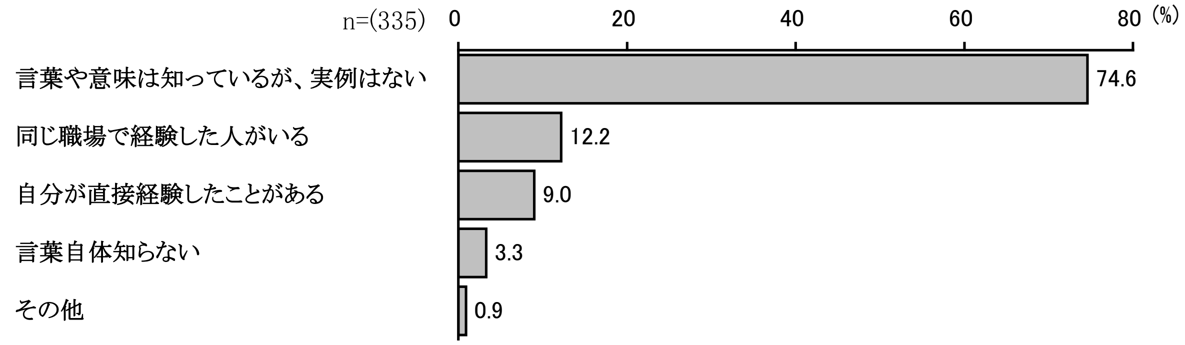

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

受けたことのあるセクシュアル・ハラスメント

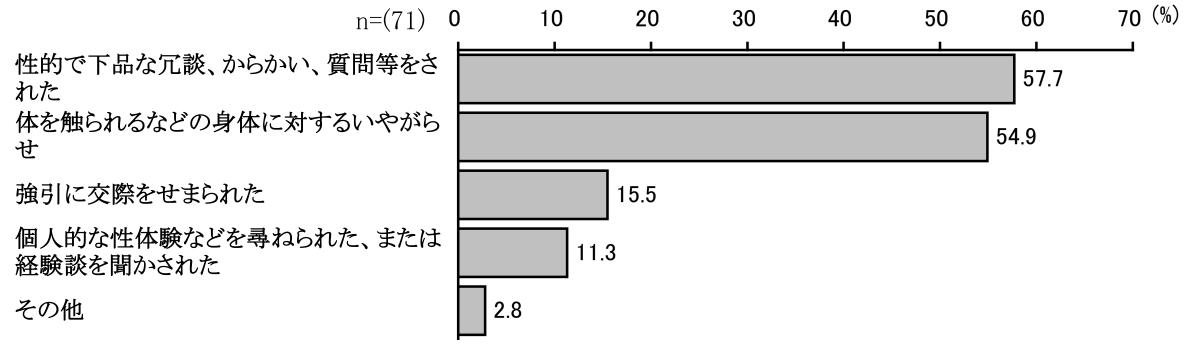

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

セクシュアル・ハラスメントを受けた際の対処

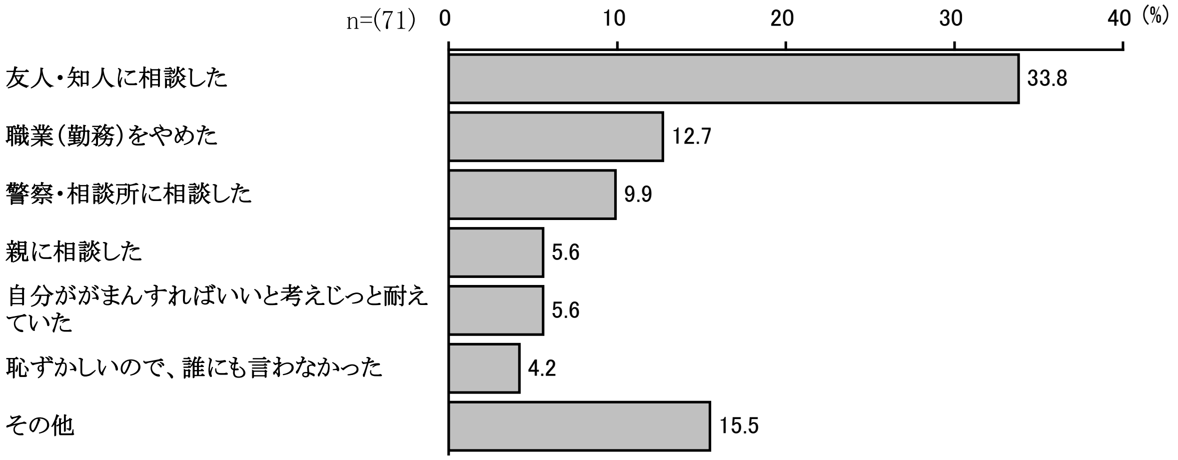

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

人権侵害をなくすために必要なこと

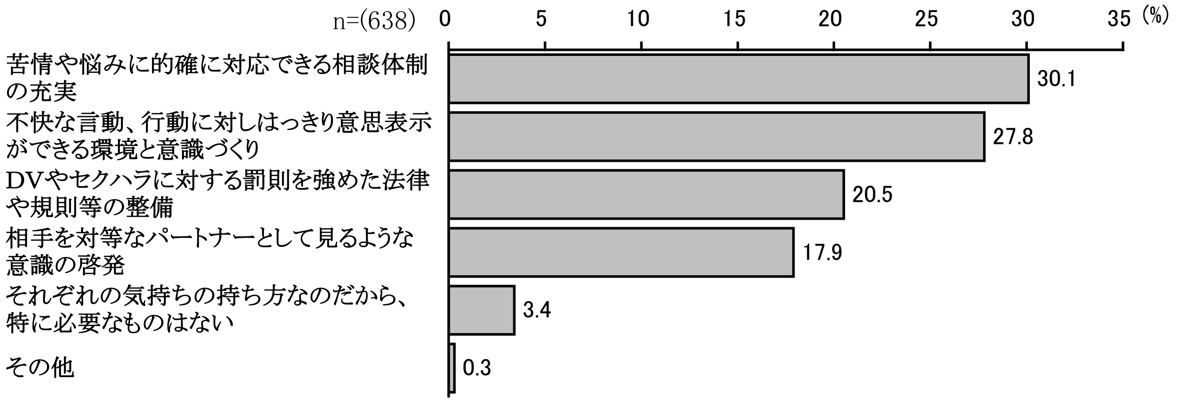

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

結婚観・家庭観・離婚観

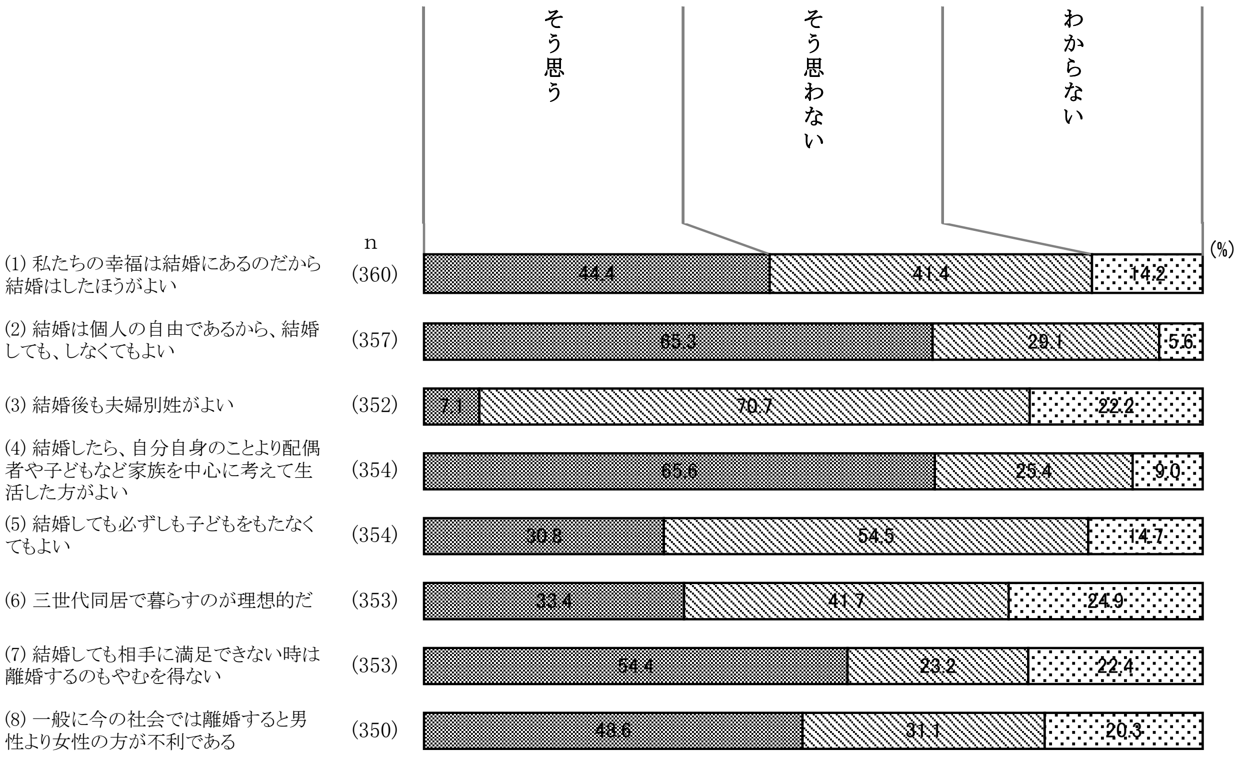

資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成 22 年二本松市）

１　男女間におけるあらゆる暴力の根絶

（１）男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進

事業名	施策の内容	担当課
男女間における暴力の根絶に向けた啓発（一般市民）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）やＤＶ防止に関する広報・啓発を行う。 特に、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」（１１月２５日）に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。 【事業計画】 １　「広報にほんまつ」による広報 ２　市ホームページによる広報 ３　関係機関との連携	健康増進課
男女間における暴力の根絶に向けた啓発（児童・幼児が関係する分）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）やＤＶ防止に関する広報・啓発を行う。 特に、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」（１１月２５日）に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。 【事業計画】 １　「広報にほんまつ」による広報 ２　市ホームページによる広報 ３　関係機関との連携	子育て支援課
男女間における暴力の根絶に向けた啓発（高齢者が関係する分）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）やＤＶ防止に関する広報・啓発を行う。 特に、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。 【事業計画】 １　「広報にほんまつ」による広報 ２　市ホームページによる広報 ３　関係機関との連携	高齢福祉課
セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するものである。 また、能力発揮を妨げるとともに、日常生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為であるから、防止に向けた広報・啓発を行う。	生活環境課

事業名	施策の内容	担当課
性暴力等の防止活動	セクシュアル・ハラスメントが犯罪であることを再認識するよう広報活動を展開する。また、関係機関との連携を図りその防止に努める。 　なお、人権擁護委員に積極的に女性を推薦し女性が相談しやすい体制を整える。 【事業計画】 １．広報にほんまつでの人権擁護委員の活動、仕事を掲載 ２．広報等によるセクハラ防止活動 ３．人権啓発活動の推進、人権相談所、行政相談所の開設	生活環境課
性犯罪・売買春防止のための防犯活動促進	市広報紙への啓発記事の掲載、地域安全パトロール隊による防犯啓発、市内巡回パトロールなどによりその防止に努める。 【事業計画】 １．地域安全パトロール 　（毎週２～３回　夜間巡回パトロール） ２．ピンクビラ等除去活動　　一戸一灯防犯活動 ３．広報にほんまつへの防犯啓発記事掲載	生活環境課
性犯罪・売買春防止のための防犯活動促進	市広報紙への啓発記事の掲載や防犯協会における地域安全運動、地域安全パトロール隊による防犯啓発、市内巡回パトロールなどによりその防止に努める。 【事業計画】 １　少年センター補導委員による地域パトロール ２　県主催の講座「親支援・性と生のワークショップ」への参加	生涯学習課

事業名	施策の内容	担当課
相談体制の充実（人権）	人権擁護委員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。 【事業計画】 人権擁護委員と連携した相談活動の実施	生活環境課
相談体制の充実（民生委員）	福島県男女共生センター相談室、民生委員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。 【事業計画】 民生児童委員と連携した相談活動の実施	福　祉　課
相談体制の充実（家庭児童相談員）	福島県男女共生センター相談室、児童委員、家庭児童相談員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。 【事業計画】 家庭児童相談員と連携した相談活動の実施	子育て支援課

２　生涯を通じた男女の健康支援

（１）性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進

事業名	施策の内容	担当課
「性と生殖に関する健康・権利」の理解促進	男性も女性もお互いの性を理解し、尊重し合える社会の形成に向け、また、子供を産む、産まない、産む間隔などの家族計画について、女性が自発的に決めることができる権利の社会的理解を促進するための広報を行う。 また、安心して出産と育児をするため、新しくお父さんお母さんになられる方を対象にした両親学級及び母親学級を開催する。 なお、出産後には家庭訪問による家族計画等の指導を行う。 【事業計画】 １. 両親学級の市内産科医療機関との連携による共同開催　6 月から開始　20 回（病院会場）5 回（市会場） ２. 出産後の家庭訪問実施 （１）第 1 子の及び第 2 子以降の要支援者の訪問（保健師・助産師） （２）上記以外の乳児（4 か月未満児）訪問委託 目標　訪問実施率合計　80%（市長期計画より）	健康増進課

（２）生涯を通じた男女の健康保持・増進

事業名	施策の内容	担当課
妊婦健康診査事業	妊婦に対して健康診査費を補助することにより、妊婦が安全に安心して出産ができるよう支援する。 【事業計画】 妊婦健康診査費用の助成（１人あたり１５回分）	健康増進課
女性特有の健康問題への対応（子宮がん等）	子宮頸がんの原因の約 7 割を占めるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐ効果があり、抗生剤が効きにくい耐性菌にも有効であるワクチン接種を行なうことにより、感染予防と子どもの健康を守る。 【事業計画】 中学１年生（女子）を対象に予防接種の実施。（１人あたり３回）	健康増進課

第５章　計画の推進

第５章　計画の推進

１　推進体制

（１）庁内推進体制

事業名	施策の内容	担当課
男女共同参画社会推進庁内連絡会議	本計画を全庁的に推進するために男女共同参画社会推進庁内連絡会議を設置し、計画を推進する。 【事業計画】 男女共同参画社会推進庁内連絡会議の充実を図り、男女共同参画基本計画の実効ある推進を図る。	企画財政課

（２）市民参加による推進体制

事業名	施策の内容	担当課
男女共同参画審議会	市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進に関する施策を調査・審議するため、男女共同参画審議会を設置し、計画を推進する。 【事業計画】 男女共同参画審議会の充実を図り、男女共同参画基本計画に基づいた事務・事業の実効ある推進を図る。 ①　会議の開催　　　年６回　（４２６千円） ②　審議会委員先進地視察研修の開催	企画財政課

（３）関係機関・団体との連携

事業名	施策の内容	担当課
関係機関・団体との連携	関係機関や団体との連携を強化して、意識の高揚と計画の推進を図る。 【事業計画】 福島県男女共生センターをはじめ、関係機関や団体との連携を強化して、男女共同参画社会の形成に向けた意識の高揚と計画の推進を図る。	企画財政課

（４）福島県男女共生センターとの連携

事業名	施策の内容	担当課
県男女共生センターの活用	福島県の男女共同参画社会形成のための実践的活動拠点である「福島県男女共生センター」との連携を強化し、センターの調査研究機能、自立促進機能、交流機能及び相談機能を積極的に活用する。 【事業計画】 １　福島県男女共生センター主催事業への市民の参加のＰＲ ２　福島県男女共生センター相談室の啓蒙	企画財政課

（５）独立行政法人国際協力機構　二本松青年海外協力隊訓練所等との連携

事業名	施策の内容	担当課
二本松青年海外協力隊の広報	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献を目的とする青年海外協力隊の活動は、開発途上国の女性の地位向上に密接に関わっている。 このため、二本松青年海外協力隊訓練所の活動状況や隊への参加について広報し、理解を促進することを通して国際協力をする。 【事業計画】 市ホームページにおいて、協力隊事業等の広報を行う。	企画財政課

２　進行管理

（１）進行管理

事業名	施策の内容	担当課
男女共同参画基本計画進行管理	計画の進行状況を管理するため、年度末ごとに関係課が実施した事務・事業の報告をとりまとめ、その結果を公開する。 【事業計画】 １　毎年度、年度はじめに男女共同参画実施計画書を作成する。 ２　毎年度、年度終りに男女共同参画実施報告書を作成し、公開する。	企画財政課